

令和8年3月森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和8年3月9日（月） 午前9時30分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和8年3月9日（月） 午前9時30分

4 応 招 議 員

1 番議員 桼 原 雄 太

3 番議員 高 木 幸 広

5 番議員 鈴 木 哲 司

7 番議員 佐 藤 明 孝

9 番議員 岡 戸 章 夫

11 番議員 中 根 信 一 郎

2 番議員 小 澤 由 彦

4 番議員 佐 藤 嘉 彦

6 番議員 清 水 健 一

8 番議員 川 岸 和 花 子

10 番議員 加 藤 久 幸

12 番議員 西 田 彰

5 不 応 招 議 員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長 太 田 康 雄

教 育 長 野 口 和 英

危機管理課長 鈴 木 知 寿

財 政 課 長 鈴 木 俊 久

副 町 長 村 松 弘

総 務 課 長 平 田 章 浩

政策企画課長 鈴 木 勇 登

税 務 課 長 長 野 了

住民生活課長	森下友幸	福祉課長	中村貢
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	緩鹿英文	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	榊原一嘉
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岩井秀司	議会書記	森下幹子
--------	------	------	------

10 議事日程

- 議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 森町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議案第 7 号 森町子ども・子育て会議条例について
- 議案第 8 号 森町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 森町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 令和7年度森町一般会計補正予算（第11号）
- 議案第11号 令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第12号 令和7年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議案第 13 号 令和 7 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 14 号 令和 7 年度森町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 15 号 令和 7 年度森町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 17 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町天方総合センター）
- 議案第 18 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町大河内林業センター）
- 議案第 19 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町三倉総合センター）
- 議案第 20 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町一宮総合センター）
- 議案第 21 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町園田総合センター）
- 議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町飯田総合センター）
- 議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町児童館）
- 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町旧藤江勝太郎家住宅）
- 議案第 25 号 森町道路線の廃止について
- 議案第 26 号 令和 8 年度森町一般会計予算
- 議案第 27 号 令和 8 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 28 号 令和 8 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 8 年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 8 年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 8 年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 8 年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 33 号 令和 8 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 34 号 令和 8 年度森町公共下水道事業会計予算
- 議案第 35 号 令和 8 年度森町病院事業会計予算
- 議案第 36 号 建設工事変更請負契約の締結について
- 議案第 37 号 建設工事変更請負契約の締結について
- 議案第 38 号 控訴の提起について

11 会議に付した事件

議事日程に同じ

<議事の経過>

議 長

(中根信一郎 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

日程第 1、議案第 2 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、鈴木哲司君。

5 番議員

(鈴木哲司 君) 議案第 2 号に対して、3 点質問がございます。

1 点目ですが、森町では過去に初任給調整手当の実績があるか。

2 点目ですが、第 1 種初任給調整手当と第 2 種初任給調整手当の違いはどこにあるか。

3 点目ですが、第 11 条の 2 の改正点のところで、駐車場「等」というのがありますが、駐車場のほかにどのような事象があるか、その 3 点を伺いたいと思います。

議 長

(中根信一郎 君) 総務課長。

総務課長

(平田 章 浩 君) 総務課長です。

鈴木議員の質問にお答えをさせていただきます。

最初に、過去に初任給調整手当の支給の実績はということでございますけれども、この点につきましては、過去に支給した実績はございません。

2 点目の 1 種と 2 種の違いについてでございます。こちらにつきましては、今までの初任給調整手当が 1 種という形で表現が変わりましたので、過去からずっと続いています初任給調整手当につきましては、1 種という表現に変わっております。2 種初任給調整手当につきましては、新たにできたものでございます。この 2 種につきましては、給料表がございますけれども、この給料表が

うちで言いますと、静岡県 lowest賃金を下回った場合には、給料表の金額ではなく、初任給調整手当の金額を支給するというところで、その調整した金額を第2種初任給調整手当ということになるということでございます。

それから第11条の2の駐車場等の「等」はどういったことを想定しているかということでございます。こちらにつきましては、新規で創設したものでございます。森町以外に勤務した場合に、一月当たり上限で5,000円を支給するというものでございまして、今年度でございますけれども、静岡市にございます県後期高齢者医療に行っている職員がいますので、そういった職員が出勤をするとき、袋井駅とか掛川駅に駐車場を借りた場合に、一月当たり上限で5,000円を支給するというものでございます。この際の駐車場等という表現を今回条例で使っておりますけれども、具体的にこの「等」は何かということにつきましては、国の表現が駐車場等という表現でしたので、森町においても条例を作るときに、駐車場等という表現を使いましたけれども、現在こちらで想定しているものは駐車場以外にはございません。こちらの想定していない状況において駐車場等に含めるものが出てきた場合に、こちらで対応するというところで、現在は想定をしてございません。以上です。

議 長
病院事務
局 長

(中根信一郎 君) 病院事務局長。

(朝比奈直之 君) 病院事務局長です。

町の職員の支給はないということですが、病院につきましては、医師の基本給が市場価値に対して支給額が低いということがありますので、医師の給与を民間水準に合わせる、また近隣の病院との給与水準にも合わせるといったこと、あと人材を確保するという大きな目的もございますので、均衡を図るように支給をしております。以上です。

議 長
総務課長

(中根信一郎 君) 総務課長。

(平田章浩 君) 総務課長です。

先ほどの私の答弁の中で、答弁間違いがありましたので修正をさせていただきます。

駐車場等の「等」ですけれども、イメージしていない、今は想定をしていないというような表現で答弁をしましたけれども、バイク、自転車等において、駐輪場を借りた場合には駐輪場のお金を出すということで、この駐車場等の中に駐輪場が含まれているといったことでございます。以上です。

議 長 （ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

12 番、西田彰君。

12 番議員 （ 西 田 彰 君 ）この周辺の民間企業の賃金というものが、今どのような状況になっているか、また職員の給与はそれよりも低いのか高いのか、その辺をお願いします。

議 長 （ 中根信一郎 君 ）西田彰議員に申し上げます。

本議案には関係がちょっと薄いという判断をいたしました、もう少し中身として、はっきり。

12 番議員 （ 西 田 彰 君 ）地域における民間賃金の最低基準を考慮してと規則で定めると入っています。それを質問しています。

議 長 （ 中根信一郎 君 ）総務課長。

総務課長 （ 平 田 章 浩 君 ）総務課長です。

西田議員の質問にお答えをさせていただきます。

条例の第 8 条の 3 の 2 の中で表現されていることかと思えますけれども、これは先ほど鈴木議員の質問にもございましたけれども、第 2 種初任給調整手当の新設に関するものでございまして、給料表の金額が、森町は静岡県ですので静岡県の最低賃金を下回った場合、最低賃金を下回らないように初任給調整手当として手当を支給するというところでございます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ）12 番、西田彰君。

12 番議員 （ 西 田 彰 君 ）状況がどうなっているか。

議 長 （ 中根信一郎 君 ）総務課長。

総務課長 （ 平 田 章 浩 君 ）総務課長です。

西田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

現在、高卒の初任給が1級1号でございます、20万300円でございます。時間単価に直すと1,314円となっております。令和7年の静岡県の最低賃金が1,097円でございますので、現在のところ、時間単価で計算しますと、最低賃金を上回っておりますので、令和7年の給料表で計算しますと、第2初任給調整手当を支給するには当たらないという状況でございます。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第2、議案第3号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、鈴木哲司君。

5番議員

(鈴木哲司 君) この件について、2点質問があります。

1点目ですが、現在、第2号会計年度任用職員は何人いるか。

2点目ですが、第1号会計年度任用職員と第2号会計年度任用職員の違いは何か。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 総務課長。

総務課長

(平田章浩 君) 総務課長です。

鈴木議員の質問にお答えをさせていただきます。

第2号会計年度任用職員の職員数という1点目でございますけれども、第2号会計年度任用職員につきましては、フルタイムで勤務をする会計年度任用職員ですので、森町においては、いません。0人でございます。

それから1号と2号の違いでございますけれども、2号につきましては今ほど言いましたけれども、フルタイムの会計年度任用職員でございますので、週5、1日7時間45分勤務になりますけど

も、1号の会計年度任用職員につきましては、フルタイムでない会計年度任用職員ということになります。以上です。

議長 （中根信一郎 君）他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長 （中根信一郎 君）質疑なしと認めます。

日程第3、議案第4号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長 （中根信一郎 君）質疑なしと認めます。

日程第4、議案第5号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、鈴木哲司君。

5番議員 （鈴木哲司 君）この議案に対して、2点の質問がございます。

1点目ですが、機能別消防団員はこれに含まれるのかという点と2点目ですが、過去の実績、払った経緯があるか、この2点です。

議長 （中根信一郎 君）危機管理課長。

危機管理課長 （鈴木知寿 君）危機管理課長です。

ただいまの鈴木哲司議員からの御質問にお答えをいたします。

まず1点目の機能別分団員の関係でございます。こちらの対象になるかといったところでございますけれども、こちらの公務災害補償条例の対象になるという形でございます。

議 長

それから２点目の過去の実績といったところでございますけれども、今年度、令和７年度、それから昨年度、令和６年度は実績はありません。令和５年に療養補償ということで、これは訓練中に打撲という形で１件ございます。その関係で対象にはなっております。それから令和４年度も１件実績としてはあります。こちらも訓練中の骨折ということで、１件実績があります。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。
（ 発言する者なし ）

（ 中根信一郎 君 ）質疑なしと認めます。

日程第５、議案第６号「森町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番、鈴木哲司君。

５番議員

（ 鈴 木 哲 司 君 ）森町特定乳児等通園支援事業の運営については、１２月の答弁で投げかけるというような回答があったと思うのですが、そこで実施してもいいと、協力するといった園は何園ありましたか。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）健康こども課長。

健康こども

（ 朝比奈礼子 君 ）健康こども課長です。

課 長

鈴木議員の御質問にお答えいたします。

実際に認可の申請を上げている園につきましては、認可保育所１園と小規模保育所１園となります。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

４番、佐藤嘉彦君。

４番議員

（ 佐 藤 嘉 彦 君 ）４番、佐藤です。

１点お聞きをしたいと思います。

この条例と１２月に提案された条例ですけれども、１２月の条例については設備運営基準ということで認可を行うと、そして今回の

条例については給付対象施設としての基準を定めているということで、今後、認可行為あるいは確認行為を経て利用の受付とか調整して給付費の支払いということで進んでいくと思いますが、それに加えて指導監査も今後行っていくと考えておりますけれども、そこでこの今回の条例については、いわゆるその内閣府令で定めに基づいて定めた、国の基準通りの規定をされているのか。それに加えて、町が独自に追加した基準だとか、上乘せした基準とか、そういうものがもしあれば、お聞きをしたいと思います。以上です。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 健康こども課長。

健康こども （ 朝比奈礼子 君 ） 健康こども課長です。

課 長 佐藤嘉彦議員の御質問にお答えいたします。

今回のこの条例につきましては、内閣府令で定めた条例に全て従って定めております。ですので、参酌すべき基準、それから従うべき基準、全てそのとおりに基準を定めております。以上です。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第7号「森町子ども・子育て会議条例について」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、鈴木哲司君。

5番議員 （ 鈴木哲司 君 ） 現在、「森町子ども・子育て会議設置要綱」がありますけども、それが廃止されて条例に変わるということですが、要綱から条例にすることで何が変わりますか。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 健康こども課長。

健康こども （ 朝比奈礼子 君 ） 健康こども課長です。

課 長 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

議 長

条例とすることで、法的な安定性と行政運営の透明性を確保するというのが一つ大きな目的となりますので、今回子ども・子育て会議の関係につきましては、今までの要綱を廃止しまして、条例で定めていくという形になります。これにつきましては、国で市町村は条例で定めると決められておりますので、そこも加味して、条例で今回定めるものでございます。以上です。

4 番議員

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

4 番、佐藤嘉彦君。

(佐藤嘉彦 君) 4 番、佐藤です。

2 点お聞かせをいただきたいと思います。

まず 1 点目ですが、部会を置く考えはあるか、ないかというところをお聞きしたいと思います。

それからもう 1 点ですが、第 3 条で組織と規定をされておりますが、15 人以内ということでございますけれども、現時点で委員の構成について、何か案を持っていらっしゃるかどうか。例えば (1) については何人、(2) については何人とか、そういった構成案について考えを持っているか、そしてその際の委員の男女比についても考え持っているかというところをお聞かせいただきたいと思います。

議 長
健康こども
課 長

(中根信一郎 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

佐藤嘉彦議員の御質問にお答えいたします。

現在のところ、部会を置くことについては考えておりませんが、今後いろいろな子ども・子育ての政策を進めていく上で部会が必要ということで判断であれば、部会を置くことも検討しなくてはいけないかなと思っております。

それから 2 点目の第 3 条の 15 人以内をもって組織するということでございますけれども、ここにつきましては、(1) の町内会長連絡協議会を代表するものにつきましては一人、主任児童委員も一人、それから保育園及び幼稚園の従事者につきましては、保

育園の各園長と幼稚園は代表者、代表の園ということで1園となります。それから児童福祉団体関係者となりますが、現在のところ、ここにつきましては、保育園の父母会であるとか、幼稚園のPTA、それから森町のPTA連絡会、子育て支援センターの所長ということで4人ほどを考えております。それから医療団体関係者でございますけども、ここは一人、それから学識経験者につきましては、校長会の代表、それから放課後子供教室のコーディネーターや民生児童委員の会長ということで3人。それから、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者につきましては、放課後児童クラブの支援員さん、町内事業所を代表する者につきましては、町内の事業所の代表者ということで、二つの会社から参加していただこうと考えております。それから男女比につきましては、具体的な男女比をどのぐらいということは今のところ考えておりませんが、クラブの指導員であつたりとか、父母会の代表が女性ということもございますので、このうちの2割ぐらいは女性を置くという形で考えております。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

12 番、西田彰君。

12 番議員 (西 田 彰 君) この会議の委員 15 人以内をもって組織するというので、(1) から (9) までありますが、これは法律の中にこういう人たちをとというのが入っているのでしょうか。

議 長 (中根信一郎 君) 健康こども課長。

健康こども (朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課 長 西田議員の御質問にお答えいたします。

子ども・子育て会議を設置するということで、どのような人を委員にするかにつきましては、上位法の子ども・子育て法に規定をされております。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 12 番、西田彰君。

12 番議員 (西 田 彰 君) (1) の町内会長連絡協議会を代表する者というのは、結構いろいろな役を町からお願いされていると思う

のです。一宮連絡会の役員会も参加させてもらっているのですが、非常に多いと。そういった中で、この子ども・子育て基本法というものがどこまで理解されているのか、それを町内会長連絡会の会長さんとかは、様々な会議に出ますけど、それ自体も本当に細かく理解して参加していただいているのか、充て職みみたいな形で出ているというようなこともあったりして、大変だと思うのですが、その辺、役場は考慮しているのかどうか。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）健康こども課長。

健康こども

（ 朝比奈礼子 君 ）健康こども課長です。

課 長

西田議員の再質問にお答えいたします。

子ども・子育て会議の中で決めていくことにつきましては、子ども・子育ての計画であるとか、それから町全体で子ども・子育てをどのように進めていくかという施策について、この会議の中で決めていくということになります。それにつきましては、町民を代表するということで、町内会長連絡協議会の代表者に出席をしていただいておりますので、なかなか細かいところまでの御理解は難しいかもしれませんが、町がこのような形で事業を進めていくということを町民の代表者にも御理解いただくというところで、この会議に出席をお願いしているところでございます。なかなかいろいろな役があつて大変だと思いますけども、町のこれからの子供が育っていくために必要な施策ですので、御理解をいただきたいと考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）12 番、西田彰君。

12 番議員

（ 西 田 彰 君 ）そのためにも、そういった情報をしっかり流してあげて、少しでも理解をしてもらおうと。特に計画を作るというは、意見を言うにしても、本当に難しいことだと思うのです。それを頼みたいと思います。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）健康こども課長。

健康こども

（ 朝比奈礼子 君 ）健康こども課長です。

課 長

西田議員の御質問にお答えいたします。

情報を流すということでしたので、そういった情報については、丁寧に説明をしながら分かりやすく情報を流していきたいと考えております。以上です。

議長 （ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

9 番、岡戸章夫君。

9 番議員 （ 岡戸章夫君 ）9 番、岡戸です。

1 点お伺いします。

組織の構成です。子ども基本法の中に、その組織の中に保護者を入れると謳われていると思うのですけれども、これ見ると、この九つの中には入ってなくて気になっているのですけれども、ただ、先ほど佐藤議員の質問のところで（3）のところで、父母会という答弁があったと思うのですけれども、そこに保護者が含まれるのかなと解釈はするのですけれども、（3）をただ普通に読むと、保育園及び幼稚園の従事者ですので、ちょっとそこは保護者とは違うのかなと思っていて、保護者を組織の構成員に加えるというところについては、どのように考えているかお伺いします。

議長 （ 中根信一郎 君 ）健康こども課長。

健康こども （ 朝比奈礼子 君 ）健康こども課長です。

課長 岡戸議員の御質問にお答えいたします。

保護者につきましては、先ほど佐藤議員のところで答弁させていただきましたが、保育園の父母会と幼稚園のPTA、それから森町PTA連絡会ということで、中学校のPTA会長等を見込んでおりますが、これにつきましては、（3）ではなく（4）の児童福祉団体関係者というところで加えておりますので、保護者等もここで委員をお願いをしているところでございます。以上です。

議長 （ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長 （ 中根信一郎 君 ）質疑なしと認めます。

日程第7、議案第8号「森町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番、佐藤明孝君。

7 番議員

(佐藤明孝 君) 今回のこの火入れに関する条例の改正につきましては、林野火災の防災対策の見直しを図るところで、新しく創設されたということになっております。この林野火災注意報の基準はどのようなところに設けてあるのか、これを御説明願いたいと思います。そして注意報の上が警報に当たるのかという点。そして、さらにこの条例につきましては、最後に注意報並びに警報発令時の対応を明記となっております。対応を明記ということは、どの時点を指しての改正ということになるのか。例えば、発令時だけにおける改正なのか、発令に伴って実際に団員の皆様方が活動するということも改正に含まれているのか、そういったところを御説明お願いしたいと思います。

議長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

佐藤明孝議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず1点目の注意報の基準はというふうなお話でございます。

林野火災注意報につきましては、二つのものがございまして、前3日前の合計降水量が1ミリ以下、かつ前30日間の合計水量が30ミリ以下の場合、それから前3日前の合計降水量が1ミリ以下、かつ乾燥注意報の発表があった場合ということでございます。なお、林野火災警報につきましては、林野火災注意報の発令基準に加えて、強風注意情報が発表されている場合に警報が出るというふうなことでございます。

それから、2点目の御質問でございますけれども、林野火災注意報と林野火災警報の発令が出た場合には、火入れにつきましては速やかに消火するように実施者に依頼をしていくという形にな

ります。以上です。

議 長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 注意報の前３日間の合計雨量が１ミリ以下、かつ前３０日間の合計水量が３０ミリ以下の場合と前３日間の合計水量が１ミリ以下、かつ乾燥注意報が発表されている場合でございます。そちらが注意報の発令の要件になります。

警報の要件につきましては、今言いましたその注意報の発令基準に加えまして、強風注意報が発表される場合に、警報が発令されるというところでございます。以上です。

議 長
７番議員

（ 中根信一郎 君 ） ７番、佐藤明孝君。

（ 佐藤明孝 君 ） 基準が２通りありますという内容はお聞きをいたしました。

降水量の関係でございますけれども、降水量が少なければ当然乾燥注意報が出ます。例えば乾燥注意報、そして強風注意報、これ単独だけでは注意報というのが発令されないという解釈でいいのでしょうか。

議 長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） ただいまの佐藤議員の再度の質問にお答えします。

私の言い方が悪かったのかもしれませんが、今言いましたとおり、前３日間の合計降雨量が１ミリ以下、かつ前３０日間の合計水量が３０ミリ以下、又は前３日間の合計水量が１ミリ以下、かつ乾燥注意報が発表の状態の場合でございます。「又は」ということでございます。以上です。

議 長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

再度お答えをさせていただきたいと思います。

前提の要件といたしまして、前３日間の合計降水量が１ミリ以下の場合でございます。それに加えて前３日間の合計水量が３０ミリ以下、又は乾燥注意報の発表があった場合です。前提といたし

まして、前3日間の合計水量が1ミリ以下であるということが前提になります。今言いましたその注意報が出まして、それに加えて強風注意報が発令された場合には警報になるということでございます。以上です。

議 長
7番議員

(中根信一郎 君) 7番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝 君) 分かりました。

最後に、この林野火災警報、林野火災注意報が発令された場合の使用制限が規定されたとなっております。どのように規定されたのか、また今までとはどの点が違うのかということを質問したいと思います。

議 長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

佐藤議員の再度の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

林野火災注意報と林野火災警報が発令された場合は、火入れに基づく対応といたしましては、その火入れの許可が出ている許可期間内であれば火入れを実施しないということでございます。火入れ中であれば、速やかに消火するように実施者に依頼していくというのが発令された場合の規定で追加をされているということで、今回の改正の内容になりますので、発令と同時に火入れの実施をその時点で中止をしていただくと、危険が伴うのでそこは中止をしていただくということでございます。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

1番、榊原雄太君。

1番議員

(榊原雄太 君) 林野火災注意報を発令する基準については、佐藤議員の答弁で把握することができましたが、林野火災注意報の発令権者、発令した場合のその周知する方法、また解除する基準、こちらについて教えていただきたいと思います。

2点目としましては、森町における火入れ許可が年間大体何件ぐらいあるのかといったところになります。また、この火入れ許

議 長
危機管理
課 長

可を受けなければならないのですけども、無許可の火入れというものがかなりあるといったのが実態でございます。せっかくこういった条例等を改正して強化しても、無許可火入れといったものが横行するようでは、実質的に担保できないといったところになりますので、その無許可火入れといったものを把握しているのかどうか、この３点について伺いをいたします。

（ 中根信一郎 君 ） 危機管理課長。

（ 鈴木知寿 君 ） 危機管理課長です。

ただいまの榊原議員からの１点目の質問についてお答えをいたします。

林野火災注意報、こちらの発令権者はといったところの御質問かと思えます。こちらにつきましては、袋井市森町広域行政組合の中では管理者であります袋井市長という形になっております。ただ、事務委任で消防長に委任することができるという形で掲載されておりますので、そういった規定となっております。

それから、注意報、警報等の発令の状況でございますけれども、注意報につきましては、令和８年１月１日から運用を開始しております。それから林野火災警報につきましては、令和９年、来年１月１日から、運用を開始する予定ということでございますので、現段階においては、林野火災警報が運用されるというところはございません。

それで、この林野火災注意報の判断、先ほど言ったいろいろな基準がございます。降水量、あるいは気象状況、乾燥注意報とか、総合的に判断をしまして、発令権者林野火災注意報に該当するといったことで、そういった判断基準があった場合に、袋井市、それから森町に林野火災注意報を発令してほしいということで依頼が来ます。それを受けまして、森町では森町ちゃっとメール、それから森町公式LINE等で発令をするという形でございます。令和８年１月１日以降でございますけれども、現在まで６回ほど、１月に２回、２月に４回ということで、合計６回林野火災注意報

議 長
産業課長

を、先ほどのちゃっとメール、それから公式LINEを通じて発令をして、町民の皆様方にはお知らせをしているという状況でございます。

それから解除の基準でございますけれども、解除の住民周知は行わないといった規定になっておりますので、発令して、翌日の午前9時をもって自動的に解除されるといったような規定になっております。

1点目につきましては以上です。

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

榊原議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回出させていただいています火入れに関する条例につきましては、森林又は森林に接近している周囲1キロの範囲内にある原野、山岳、荒廃地などその土地にある立竹木、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為でございます。それから、造林、森林保護のために植物の更新や病虫害を予防するうえでの火入れというような行為になります。そういった中で、今まで火入れ条例を使って許可したという申請は、今のところ現時点ではございません。森町森林組合にも確認しておりますけれども、過去に火入れを行った実績はないのではないかとということでございます。また町といたしますと、森林経営計画の中に、火入れに関する記載事項がございますので、そういった記載内容を見ても、森林経営計画の中では火入れを行うといったことは明記されてございませんので、火入れに関しては今のところ実績はないというところでございます。

それから3点目の無許可の火入れがあるかということでございますが、先ほど言いましたとおり、今のところ許可を出したことはございませんので、火入れに関しては今のところないというところでございますが、皆さん火入れに関しましては、農家が田んぼの中で少し野焼きをしているというようなものと一緒に考えら

れる場合もございますけれども、農家がその目的として田んぼの中でちょっと火をたいているというところにつきましては、この先ほども言いました山から1キロ以内ということでございますので、そういったところとはまた違った条例になってくると思っております。また、野焼き等につきましては、またほかの縛りというか、そういったものがございますので、そちらで届出等があるかとは思っております。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第9号「森町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、鈴木哲司君。

5番議員 (鈴木哲司 君) 1点質問があります。

文化芸術部門の適用が想定されているクラブ、これは何がありますか。

議 長 (中根信一郎 君) 社会教育課長。

社会教育 (三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

課 長 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

今回条例改正で、文化芸術部門の全国大会等の出場の激励金を新設しております。そこに関してお答えさせていただきますと、過去の町長表敬訪問や高林賞などを参考にすると、珠算や暗算の大会、書道や絵画の大会、高校の吹奏楽部や写真部の大会などで全国大会に出場されておりますので、そういうところが対象になってくるかと考えております。また、地域クラブにおきましては、9月から新たに設置される予定になっておりますが、現在も「スタートアップ! Mori・Asahiクラブ」で琴クラブとか、

そういった文化系のクラブがございますので、そういったところも今後、地域クラブに対する支援の対象になってくるかと思えます。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

10 番、加藤久幸君。

10 番議員

（ 加藤久幸 君 ）10 番、加藤でございます。

この条例は文化芸術部門も追加するという条例かと思えます。

今、課長から答弁でありましたように、このスポーツ大会出場、これはどのような大会が含まれるか。

それから地域クラブの詳細、今どのような団体があつて、この支援、スポーツ振興に必要な設備等の整備ということも謳っておりますので、この詳細を教えてください。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）社会教育課長。

社会教育

（ 三澤由紀子 君 ）社会教育課長です。

課 長

加藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回新たに設置したように取られるかと思いますが、スポーツの出場に関しましては、これまでも助成金という形で要綱に定めて、支出をしております、この基金を財源として今までもやっておりますが、今回条例の改正にあたりまして、文化芸術部門を追加するにあたりまして、新たに条例に処分する内容を加えたということになります。スポーツの大会出場に関しましてもこれまで野球の大会、甲子園に行った人とか、いろいろな大会に対して助成してきておりまして、また今年度も9月に補正させていただいて、予算の追加をさせていただいているところでありますが、内容については、今回は助成金を激励金に見直しをしております。会場によって少し金額に差をつけていたのですが、近隣を調査したところ、旅費的な助成ではなく、皆さん激励的な支出をされているということが分かりましたので、スポーツ大会の出場についても、激励金という名目に変更したうえで、文化芸術部門を新たに新設したということになります。なので、どうい

った団体に支出していくかといったところについては、今までの助成金の支出と変更はございません。

それから、第6条第2号に「スポーツ振興に必要な設備等に要する経費に充てるとき。」とい規定させていただきました。こちらにつきましても、これまで体育館のトレーニング室とか、そういったところの機器の整備にこの基金を使わせていただいておりますが、改めてこちらの条例に謳わせていただいたというところでございます。

地域クラブの詳細というところでございますが、今年度、全員協議会でも説明させていただきましたが、「スタートアップ! Mori・Asahiクラブ」を9月から2月まで実施しておりました。その実施状況を踏まえまして、検証期間、準備期間が少し必要ですので、令和8年9月から地域クラブとして実施していけるように今準備を進めているところであります。ただ、今、「スタートアップ! Mori・Asahiクラブ」に参加していただいた人たちも継続してその種目を続けたいという人が一定数おりますので、つなぎのクラブとして4月から8月の間は、「Mori・Asahiクラブ」という名称でスタートアップから引き続き参加できるような形で準備をしております。そこが地域クラブにまた移行していくというような流れで今進めております。以上です。

議長
10番議員

(中根信一郎 君) 10番、加藤久幸君。

(加藤久幸 君) 詳細がよく分かりました。

文化協会の加盟団体等はここに含まれるわけですか。

議長
社会教育
課長

(中根信一郎 君) 社会教育課長。

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

加藤議員の再度の御質問にお答えいたします。

地域クラブの予定されている団体ということでよろしいかと思いますが、今のところ、文化協会だからという括りで募集をしているのではなく、指導者に個々に当たりまして、引き続きクラブとしてやっていただけるかどうかという確認をとっております。

すが、その中で「スタートアップ!Mori・Asahiクラブ」
の中では、硬筆のクラブがございます。その人は文化協会に加盟
しております。ただ、参加人数がちょっと少なかったのと個人で
も講座を持っていらっしゃるの、4月から始まる「スタートア
ップ!Mori・Asahiクラブ」には参加はしておりません
が、自分のところで引き受けができるだろうというような見込み
でやっておりますので、文化協会がどうかといったところであれ
ば、そのような形になっております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩をいたします。

(午前10時37分 ~ 午前10時50分 休憩)

議 長

(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9、議案第10号「令和7年度森町一般会計補正予算(第
11号)」を議題とします。

本議案は、委員会付託の予定はありません。

質疑、討論、採決を一連で行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、佐藤嘉彦君。

4番議員

(佐藤嘉彦 君) 4番、佐藤です。

それではまず、事項別明細書の14ページです。2款2項1目の
政策企画課でバス路線の関係ですけれども、今回欠損額の増加に
伴って補正計上ということですが、路線別の内訳と主な要因につ
いて教えていただきたいと思います。

それから16ページでございます。3款1項1目、福祉課、自立
支援給付費ということで、これが8号で前回追加をしているとい
うことで、今回さらに増額をされているということで、この障害
福祉サービス費等給付事業と補装具費給付費、こちらの主な要因

議長
政策企画
課長

について教えていただきたいと思います。以上です。

（ 中根信一郎 君 ） 政策企画課長。

（ 鈴木勇登 君 ） 政策企画課長です。

佐藤嘉彦議員の御質問にお答えをいたします。

事項別明細書 14 ページ、2 款 2 項 1 目、企画総務費のバス路線維持事業費補助金の内訳ということでございます。

補正額の内訳でございますけれども、秋葉線が 1,078 万 1,000 円の不足、秋葉中遠線が 322 万 7,000 円の不足、それと自主運行になりますけれども磐田線が 5 万 9,000 円の超過ということで、これを相殺いたしまして 13,949 千円という内訳になってございます。

それと 2 点目の原因でございますけれども、大きく三つございます。

一つ目としまして、秋葉線の影響が一番大きいということでございますけれども、秋葉線、秋葉中遠線の補助対象期間でございますけれども、こちらは令和 6 年 10 月から令和 7 年 9 月となっております。秋葉線につきましては、令和 5 年 6 月の台風の影響で一部区間の運休がございました。令和 7 年 1 月から運行再開となったため、補助額の増加につながっているということでございます。

二つ目でございます。これが人件費の増加でございます。これは交通事業者全体にかかることでございますけれども、慢性的な人手不足が影響しているというものでございます。時間外労働のいわゆる 2024 年問題によりまして、これまで以上に運転手が必要となりまして、運転手の確保ですとか、離職防止のための処遇改善実施によりまして、人件費が増加したということでございます。

そして三つ目でございますけれども、物価高騰による燃料費、修繕費、バスの車両価格の高騰でございます。秋葉バス所有のバス車両でございますけれども、車両の更新を随時実施しているものの、購入後年数が経っている車両が多くて、部品の調達、または修繕に費用がかかっているというものでございます。以上です。

議長

（ 中根信一郎 君 ） 福祉課長。

福祉課長

(中 村 貢 君) 福祉課長です。

佐藤嘉彦議員の御質問の 16 ページ、障害福祉サービス費等給付事業、それから補装具費給付事業の増の主な要因について御説明させていただきたいと思います。

まず初めに、障害福祉サービス費等給付事業ですけれども、こちらについては議員御指摘のとおり、12 月において就労支援 A 型、就労支援 B 型、共同生活援助、居宅介護、就労移行支援、計画相談支援、それから生活介護費につきまして不足する見込みとなったことから、補正をお願いいたしましたけれども、今回、12 月補正時からさらに就労支援 A 型、就労支援 B 型、共同生活援助、居宅介護、行動援護、短期入所、施設入所支援で新規の利用、それから支援料が増加となったことから、再度補正をお願いするものとなっております。

また、次の補装具費給付費等の要因ですけれども、こちらについても 12 月議会において、義足や姿勢保持装置、車椅子など、高額な支給となる補装具分の支給予定があることから、補正をお願いしたのですけれども、今回新たに約 110 万円の義足の支給予定の追加がございましたので、今回再度補正をお願いするものとなっております。以上です。

議 長
4 番議員

(中根信一郎 君) 4 番、佐藤嘉彦君。

(佐 藤 嘉 彦 君) 先の二つの回答につきましては、了解でございます。

続きまして 20 ページでございます。7 款 1 項 6 目、森町体験の里振興費、こちらの補助金についてお尋ねをいたしたいと思います。

会社法の理解によれば、株主責任というのは出資額までの有限責任であると考えているところでありますけれども、それを踏まえて、今回の補助金の考え方について少し確認をさせていただきたいと思います。

この補助金でございますけれども、いわゆる政策判断に基づい

議 長
産業課長

て、この清算費用を補助するという任意の支出という理解でよろしいかどうかというところをお聞きしたいと思います。

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

佐藤嘉彦議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回のこの株式会社アクティ森清算に伴う補助金でございますけれども、今回3月末をもちまして、株式会社アクティ森の解散に伴い発生する清算経費の一部を町が支援することによりまして、町の社会的信用を保持するとともに、円滑な清算業務の遂行を図ることを目的とした補助金とさせていただいております。今回の補助金の対象経費といたしましては、借入金の償還に要する経費、退職手当の支給に要する経費、管理運営の未払い費用に関するもの、その他清算に要するものといったところで今考えてございます。

現在、株式会社アクティ森は一応3月末をもって閉じるということで、今のところ、まだ営業をしてございますので、利益がどれだけ出てくるかというのは、まだ確定はしていない状況でございますけれども、そういった中で解散をするに当たりまして、町として今申し上げました補助対象経費につきまして補助をいたしまして、円滑な解散ができればいいかなというところで、今回補助金20,000千円を計上させていただいております。以上です。

議 長
4番議員

（ 中根信一郎 君 ） 4番、佐藤嘉彦君。

（ 佐藤嘉彦 君 ） 4番、佐藤です。

先ほど、御答弁で町の信用の保持、それから円滑な清算の推進に向けてということで御答弁をいただきました。そうであるならば、この補助金については、補助金交付要綱を作って、そのルールに従ってこの補助金の支出をしていくという考え方でよろしいかどうか、お願いします。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

産業課長	（ 栗 田 俊 助 君 ）当然、補助金でございますので、補助金交付要綱を策定した中で、今後補助をしていきたいと考えてございます。以上です。
議 長	（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。 3 番、高木幸広君。
3 番議員	（ 高 木 幸 広 君 ）高木でございます。 21・22 ページの 8 款 2 項 3 目、道路新設改良費の 0007 森西組線舗装改良工事の内容の詳細を教えてください。
議 長 建設課長	（ 中根信一郎 君 ）建設課長。 （ 緩 鹿 英 文 君 ）建設課長です。 ただいまの高木議員の御質問についてお答えをします。 0007 防災・安全交付金（舗装修繕）ということで。路線名につきましては、森西組線ということで、これまで太田川の堤防右岸のところをずっと板築橋の方まで舗装修繕をしてまいりました。今回ここでやる路線については、森西組線ということで、飯田橋から主に上流側約 290 メートル、その区間につきまして同じように舗装修繕を行うということで、これについては国の補正予算の交付内示をいただいたということで、令和 8 年度に予定していた事業を前倒しで行っていく事業になります。以上です。
議 長	（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。 12 番、西田彰君。
12 番議員	（ 西 田 彰 君 ）13・14 ページ、2 款 2 項 1 目の政策企画課、バス路線維持事業費ですけれども、ここ数年、この補助金が一 般会計においてもかなり高額になってきています。今回、1,300 万円以上、1,400 万円近くの補助となっているのですが、そういった中で人件費や乗る人も少なくなっているのかなと思いますが、そういった中で今、事務所を新しく作っていますよね。そういったことは関係ありませんか。 それから、今質問がありました 19・20 ページ、7 款 1 項、体験の里の関係ですけれども、今まで指定管理料として相当の金額が出

されてきました。4,000万円、コロナの時は4,000万円以上指定管理料を出しましたけど、その中で営業をしてきた中で、今回この資産を買い上げるとか、補助金をまた1,000万円出すとか、そういったことが駄目だから、アクティはやめたらどうだという提言を出してきたわけですけど、本来だったらこの経営する人がその状況を作ってきているのですから、ある程度町に負担をかけるのではなくて、自分たちの責任も考えるべきではないかと思うのですけども、その辺はどうでしょうか。

議長
政策企画
課長

（中根信一郎 君）政策企画課長。

（鈴木勇登 君）政策企画課長です。

ただいまの西田議員の御質問にお答えをいたします。

2款2項1目、企画総務費0003地域公共交通事業費、バスの補助金が年々上がっておりますけども、事務所の更新を今、建設しておりますが、それが補助金にも影響があるかどうかということかと思えます。

補助金としまして、今後、減価償却費の中には入ってくるのではないかと思いますので、それは経費の中に入ってきてまして、影響はあるのかなと考えております。

年々、バスの補助金が上がってきているわけですけども、改善策としましては、秋葉バスにおきまして、令和8年5月1日に運賃を改定する予定で現在進めている予定です。それとSNSを活用した利用者促進政策等も行っておりますので、そうしたところ、改善策を進めていきまして、補助金が少しでも少なくなるような方針をまた考えていきたいということで考えております。以上です。

議長
産業課長

（中根信一郎 君）産業課長。

（栗田俊助 君）産業課長です。

西野議員の2問目の御質問にお答えをさせていただきます。

19・20ページの7款1項6目、森町体験の里振興費の関係でございます。

まず、家屋購入費ということで 8,680 千円、こちらにつきましては、株式会社アクティ森が自分たちで会社の中で建てたもの、また機械を買ったもの、そういったものでございますので、こういったものにつきましては、今後、株式会社アクティ森がなくなってしまうので、新たな指定管理者にそのまま使っていただくということで、今後、町の施設の一部として株式会社アクティ森から公有財産ということで、町で管理をしていくために載せさせていただいているものでございます。内容につきましては、12 か所ぐらいございます。主には、建物といたしましては、山里の市の横にトイレがございしますが、そういった天井の改修費というような形の中で、今回この金額を載せさせていただいているのは、期末帳簿価格の中で町で購入をさせていただくという金額でございます。構築物といたしましては、バーベキュー棟のところにあります東屋、それから花木園の途中、大きい下の駐車場がございします。そのところに時計がございしますけども、時計からレストランの方に入っていくところに階段がございします。階段のところの手すりでございます。それからバーベキュー場のパーゴラの 6 区画です。それから機械装置になりますけども、合併処理消化槽、レストランにあります細目スクリーン、アジサイとよんな市の裏にございします調整ポンプ、陶芸の部屋にありますエアコン、よんな市のエアコン、クラブハウスのエアコン、それから事務所とレストランの入口の自動ドアのところ。それからレストランに使っています浄化槽のエア配管の修理といったようなところを今回、株式会社アクティ森から町に購入して、その分を今後も森町体験の里アクティ森の施設の一部として新たな指定管理者に貸していくというような形をとらせていただきたいということで、予算を載せさせていただいてございます。

それから備品購入費 2,438 千円につきましては、こちらにつきましても 8 項目ほどございます。よんな市にございしますソフトクリームを作るフリーザーですとか、陶芸の電気釜、レストランの

POSレジ、八角庵にありますかき氷のブロックアイススライダー、よんな市にございます特産物販売所の冷蔵ショートケース、八角庵にございます洗浄機、簡易テント、よんな市で使っておりますパソコン、そういったもの備品購入費ということで、今回計上させていただいてございます。

また、今まで指定管理をしてきているので、何とか会社であるべきであるというようなお話をいただいておりますけれども、株式会社アクティ森につきましては平成4年からスタートをいたしまして、34年間ということで、株式会社アクティ森が森町体験の里を管理運営してきてございました。そういったこともございまして、町が半分出資をしている会社でもございますので、清算にあたっては、なるべくスムーズに清算ができるようにということで、補助金を今回計上させていただいているという状況でございます。以上です。

議 長
12 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 12 番、西田彰君。

（ 西 田 彰 君 ） バス路線の関係ですけれども、運行経費という中では事務所も運行経費に入るのかなとは思うのですけれども、あえてあそこのプレハブの事務所をやめて、こっち側にちゃんとした建物を作っているということで、厳しい状況の中で目的として路線を維持する運行補助ということで出しているのも、もしそれが事務所の建設にも回るというのは、ちょっと腑に落ちないと思うのです。それは秋葉バスが考えたことであって、私はそう思います。

それとアクティ森ですけれども、この指定管理料が続く限り、次の指定管理者がこういう状況になっても、またそれを町が買い上げるという形になっていきますので、そういったことを考えると、指定管理というものが、何か目的が違うのではないかなと。本来だったら経営させる、その努力によって指定管理は減らしていくというのが普通で、足りないのはどこに責任があるかといえば、社会情勢もあるかもしれませんが、やはり経営の能力が足り

ないとかと思うのです。ですので、やはり国、国土交通省が言っている指定管理料はあくまでも、本当に最低限の管理をするためのお金というのを守らなければいけないと私、聞いていますので、それがここにずっと増えてきていた中で、今回また、こういうお金をまた町が出していく、一般予算の中にもあるのでまたそれは別であれしますけども、私達、議会が言ったのは、この指定管理の問題だと思うのです。これはやはり、早く行政としても導入するか、このままずるずると続けていくというのか。その業者が実際にはある程度利益を上げていても厳しかった。赤字になったりとなっていけば、また補助することになりますので、その辺、町長にもお答え願いたいのですが、アクティ森の実情をしっかりと見てもらいたい。町にとって必要かもしれません。だけど必要と言って、いつまでもそうやってくればきりが無い。その辺どうでしょうか。

議 長
政策企画
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 政策企画課長。

（ 鈴木 勇 登 君 ） 政策企画課長です。

西田議員の再度の御質問にお答えをいたします。

補助金が増額していく中で、なぜ事務所の移転までするのかといったような御質問かと思えます。これに関しましては、遠州森町バス停のところにターミナルがあるわけですが、そこが今、非常に狭く、バスの接触事故があったということを聞いております。なので、まずは安全性の確保というところが一番の目的かなと思っております。それともう1点が、先ほど佐藤嘉彦議員の御質問の答弁でも答えしたように、運転手確保のための環境改善といったような目的もございますので、そういったことから事務所の移転を行うというところでございます。以上です。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

（ 太 田 康 雄 君 ） 西田議員の株式会社アクティ森の清算に関わる場所について、町長からの答弁をということでございますが、私からお答えをさせていただきます。

今回の清算につきましては、新たな指定管理者に指定を変更する、故に株式会社アクティ森は森町体験の里アクティ森の指定管理を担う会社として存続、存在しておりますので、その主たる役割が終わるということで、解散をするわけです。今回、森町体験の里の指定管理者を株式会社アクティ森から一般公募に切り替えたということの背景には、当然、町として森町体験の里の更なる活性化を図るということと町への負担の軽減ということも当然考えているわけですが、もう一つの要因といたしましては、議会の皆様方から提言をいただいたということもございます。森町体験の里については廃止をすべき、あるいは町がその経営から手を引くべきという提言でございましたが、それについてはこれまでも何度もお答えをさせていただいていますが、町にとって必要な施設であると、そのように私は考えておりますし、これまでも中山間地域の地域振興、あるいは森町の観光の振興、活性化の役割を果たしてきておりますが、その役割を終えたとは考えておりませんので、今後一層の観光振興、地域振興を図るために、引き続き町の施設として所有し、管理をしていくべきと考えておりますので、引き続き指定管理者の新たな指定をお願いしているものでございます。ですので、今回、株式会社アクティ森の清算につきましては、議会の皆様方の御提言も受けて、こういう結果になっているということでございますので、これを町がその施設を手放して民間に売却、譲渡、あるいは廃止をするにしても、株式会社アクティ森は解散をするということでございます。ですので、そういった状況の中で解散に至っているということは御理解をいただきたいと思います。

また、次の指定管理者が指定管理を受けられないといった場合に同じような状況になるのかといえ、私はそうではないと考えております。今回は、株式会社アクティ森が自ら経費を支払い、設備をした設備であるとか、購入をした商品について、本来、森町体験の里の付属の設備でありますので、町の所有物とするため

にそれらを町が購入するということとそれから、町が半額を出資しています第3セクターである株式会社アクティ森の解散に伴って支援をするというものでございますので、万が一、次の指定管理者が同じような状況になったとしても、町が今回のように支援をしなければならないとは考えておりません。また指定管理者の指定について、御可決をいただいておりますけれども、その時にも新たな指定管理者の考え方、また今後5年間の経営方針等についても提示をさせていただき、御審議をしていただいておりますけれども、その中で、当面の間、最初の5年間については、指定管理料4,000万円を引き続き指定管理料として支払ってまいります。その先については、指定管理料をできる限り低減し、町の負担を軽減していくというのが、新たな指定管理者の考え方でありますので、そこも認めて指定管理者として提案をさせていただいたところでありますので、それは御可決をいただいておりますことですので、御理解をいただきたいと思います。

また、バス路線の維持の件につきまして、秋葉バスサービスが新たな事務所を建設し、その減価償却については、今後、補助の対象になりうるという答弁を課長からいたしました。森町の基幹路線でありますバス路線が撤退をしないためにも、町としてもあそこの場所に新たな事務所を建設しているということは、すぐに撤退をするという意味ではないと捉えておりますので、地域公共交通の大切な足を守るという意味で、秋葉バスサービスがあそこに、森町になお拠点を新たに設けるというような捉え方もしていただければと思いますので、その点もお願いしたいと思います。

議 長
12 番議員

(中根信一郎 君) 12 番、西田彰君。

(西 田 彰 君) バス路線に関しては、それこそ人口減少の中で、特に春野の高校に行く人たちも減っていくことはもう明らかではないかなと思うのですけれども、今の課長や町長の説明、一応了解をしておきます。

アクティ森に関しては、一般会計でもまた出てきますので、そ

議長

の時にまた質問をさせていただきたいなと思います。以上です。

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

9 番、岡戸章夫君。

9 番議員

（ 岡戸章夫 君 ）9 番、岡戸です。

20 ページです。6 款 1 項 3 目の農業振興費の補助金で、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金ということで 86,863 千円計上されております。これは昨今の茶業がベンチャーとか抹茶に転換しているということで、それに対して県からも補助金をいただけるということで、非常に良い事業だなと思っております。

最初に三つほど、お伺いします。

まず、総事業費はどのぐらいになるのかというところ。それと、実際のでん茶の設備、機械ですけれども、メーカー名さん、どのぐらいの能力があるのかというところ。それと本体工事がどのぐらいかかっているのか、工事費がどのぐらいかかっているのかなというところ。

それともう一つは、非常にでん茶、抹茶の需要が今高まっているということで、メーカーさんでも機械を製造するのは非常に時間がかかるということで、納期待ちが続いているというような話でもメーカーさんからは聞いております。ですので、工期を大体どこら辺を予定されているのかというところの情報があればお願いします。

議長

（ 中根信一郎 君 ）産業課長。

産業課長

（ 栗田俊助 君 ）産業課長です。

岡戸議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

6 款 1 項 3 目の 0001 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金でございます。こちらにつきましては、町長の提案理由の中にもございましたけれども、今回この新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金につきましては、国の令和 7 年度の補正を財源として対応していくものでございます。県につきましても、2 月の県議会の補正に計上していただいておりますので、対応してい

ただいているところでございます。そういったことから県から指示がありまして、町も今回この3月議会に予算を計上させていただいているところでございます。この86,863千円につきましては、全て国費の対象という金額になってございます。今回、この取組をされるのが株式会社えんもりということでございます。元々遠州森茶農業協同組合であったわけですが、平成8年に組合を設立してございましたけども、令和7年7月末で遠州森茶農業協同組合が終わって、新たに株式会社えんもりが令和7年8月から会社として運営を行っているものでございます。今回、今の株式会社えんもりの茶工場でございますけれども、120キロ、2ラインある茶工場でございますけれども、そのうちの120キロ、1ライン止めまして、そこにてん茶500キロ、1ライン整備していくという計画でございます。総事業費につきましては1億9,100万円余になってございますが、今回の事業につきましては、消費税は対象ではございませんので、1億7,372万7,000円の半分が国費として対象になってくるというところでございます。

それから3点目でございますけれども、今回のこの整備を株式会社えんもりがやるにあたりましては、1番茶が終わってそれから2番茶が始まるぐらいから、どうしても荒茶加工がやっている間は、同じ施設内ですのでラインを止めて、新しいラインを入れる話ですので、そこは1番茶、2番茶が終わってから、新しいてん茶の機械を入れていくという計画で考えています。ですので、機械類につきましては、てん茶機械はいろいろなところでやってございますが、2番茶以降、納品は大丈夫であるというようなことも伺ってございますので、今年の秋冬番に、最初のとん茶に向けて加工ができていけばいいというところで、今考えてございます。以上です。

議 長
9 番議員

(中根信一郎 君) 9 番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) もう一つ再質問させていただきます。

メーカー名さんがもし分かれば、これと一緒にまたお答えくだ

議長
産業課長

さい。

それと今回、えんもりさんが手を挙げてくださって、採用されたということですけれども、町内にもほかの事業者さんでも意欲がある事業者さんがあるのか。それともう一つは、茶業振興協議会等でもいろいろこういった制度があるというような話を周知されていると思うのですけれども、そこら辺の各事業者さんへのこういった制度があるのでどうですかというような周知についてはどのように行われているかお伺いします。

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

答弁漏れがあつて大変申し訳ありませんでした。

メーカーにつきましては、今、カワサキを考えていると聞いてはおります。

それから、てん茶栽培について意欲がある、茶業振興協議会でどのような話をしているかというような話でございますが、茶業振興協議会の中で幹事会をやっているわけですが、そういった中では、茶商さんの中では自らてん茶に向けてやっていくというようなところもございます。それに向かつて、生産者にもぜひ、てん茶栽培については協力をしていただきたいというような話もございますので、そういった中で、てん茶についても今後進んでいくのではないかなというところには期待をしているところではございます。こういった補助事業を使っていくか使っていないかはそれぞれになると思うのですが、こういった補助事業があるというような周知はしてきてございますので、今後またそういった施設ができていけばというところにはなりますが、こういったてん茶の機械を入れるには先ほど言いましたように2億円ぐらいはかかってしまうような金額になります。建物がない場合には、建屋からという、また何億円という金額がかかってしまいます。また、てん茶にする場合には、普通の煎茶の荒茶と違いまして、てん茶ですとちょっと量がかさむものですから、そういった置き

場所等も関係してきていますので、そういった点も含めながらまた皆さんと話し合いをしていきたいなというところで考えております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員

(川岸和花子 君) 川岸です。

予算書の 10 ページになりますが、繰越明許費の一覧のところですよ。

4 款 3 項、水道費の上水道安全対策事業繰出金 88,100 千円が繰越明許となっておりますが、南部配水池の設計の調査に不測の日数を要したということで、その理由とその内容を教えていただきたいと思います。

あわせてその下の 8 款 2 項、道路橋^{りょう}梁費の町単独道路改良事業の中の赤根円田線ですが、専門業者の確保が困難ということで工事が遅れているという現状だと思うのですが、どのような専門の業者か、またその現状というものを教えていただきたいです。

続きまして、説明書 13・14 ページ、委託料のシステム管理業務費の標準化・共通化システム整備委託料という大きな事業だったわけですが、ここでも一部の見直しということで、39,386 千円マイナスになっておりますが、何の分野を見直されたのか、またそれを取りやめたことで支障がないかどうかを伺います。

議 長

(中根信一郎 君) 上下水道課長。

上下水道

(小坂一郎 君) 川岸和花子議員の御質問にお答えいたします。

課 長

今回、繰越しをさせていただきます南部配水池の増設の工事の内容についてということでよろしかったと思います。

発注が遅れました理由としましては、町長が説明したとおり設計内容の照査に時間が要したということではありますが、今回発注いたしました南部配水池につきましては、かなり特殊な部材を使っております。北部と同じ形状ではございますが、場所が違う、

地盤が違うとか、旧の土地の制約その他諸々がございました。こちらにかなり考慮した形で詳細な設計を委託して、発注してございましたが、中身についてさらに詳細に詰める必要があったこと、また場所柄、ヤマハさんの土地を一部使用するという事で、こちらの協議に時間を要したこと、また材料費が非常に高騰している中でなかなか見積もり等が聴取しにくかったこと等が要因として考えております。

大変申し訳ありませんが、御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長
建設課長

（ 中根信一郎 君 ） 建設課長。

（ 緩 鹿 英 文 君 ） 建設課長です。

川岸議員の御質問にお答えします。

繰越明許の8款2項、町単独道路改良事業、赤根円田線法面対策工事が繰越しになるということで、理由と内容についてですけど、これについては契約日、令和7年9月4日から令和8年3月26日の工期で現在、事業を進めているところではあります。資材、部材の入手に時間を要しているということと、今、法面の工事をするに当たって、型枠を組むのと鉄筋の底に挿入、アンカーボルトを入れる作業、そういったことを専門業者に依頼して実施する必要があると。ただ近年、災害等いろいろな地域で発生しておりまして、地域的にそういった同様の修繕工事が集中しているということで、労務者の確保に日数をどうしても要してしまったということになっております。それが一番大きな繰越しの理由になっております。労務者の確保につきましては、令和8年1月下旬から2月頭にかけて確保できましたので、順次これから工事を進めていきまして、予定としては、令和8年5月の下旬、梅雨に入る前ぐらいを目標に工事は完了していく予定で今考えております。以上です。

議長
総務課長

（ 中根信一郎 君 ） 総務課長。

（ 平 田 章 浩 君 ） 総務課長です。

川岸議員の３点目の質問にお答えをさせていただきます。

説明書 13・14 ページの 2 款 1 項 10 目、情報管理費 0001 システム管理業務費の 39,386 千円の減額でございます。これにつきましては、ソフト保守等委託料の 1,986 千円の減額、それから標準化・共通化システム整備委託料の 37,400 千円の減額ということで大きく二つございます。

まずソフト保守等委託料の減額からお答えをさせていただきます。これについては、標準化以外の委託料でございますけれども、マイナポータルで住民税の申告をした際にそれを電子化取込みするというので、当初予算に予算付けをさせていただいていたものでございますけれども、対象となる件数が非常に少なく、必要性が低いということで対応しないという判断を令和 7 年度はしたということで 100 万円余の減額がございました。ただこれは件数が増えてくれば、また令和 8 年度以降対応するということは出てくるかと思えます。それからガバメントクラウドの連携保守の費用につきまして、92 万 4,000 円でございますけれども、ファイル連携領域が不要になったということで取りやめをしたということで、合わせて 1,986 千円の減額ということでございます。

それから標準化・共通化システム整備委託料の減額でございますけれども、こちらがガバメントクラウド上のファイル連携領域を作る必要があるということで令和 7 年度当初予算に入れたものでございます。委託業者といろいろ検討を進めまして、システム構成を変更することで、ファイル連携領域が不必要ということになったものですから、こちらについて減額をして実施しないということで、減額でございます。以上です。

議長
8 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 6 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） 繰越明許については理解いたしました。

今、御説明あったシステム管理業務費のガバメントクラウドのファイル連携領域が不必要となったということで、そこは支障がないということで理解をいたします。

続きまして、15・16 ページの一番下になりますけれども、民生費、児童福祉費の保育園費のところ、これもマイナスになっているのですが、多様な保育推進事業費補助金マイナス 6,400 千円、地域型保育給付費が 17,000 千円ということで、これについて保育士が確保できなかったのか、それぞれの保育園で少なかったのか、例えば偏ってやらなかったとかそういうことがあるのかということと、地域型保育給付費にしても、子供が少ないとか、傾向としてなぜマイナスになったかということをお伺いいたします。

続きまして、18・19 ページの先ほどから皆さんの質問に挙がっております産業課の森町体験の里振興費のところですが、アクティ森清算に伴う補助金 20,000 千円ということで、円滑な解散を目的に株券の分配等もございますが、一番思っているのはやはり、とても一生懸命やっていたいただいたスタッフの退職金の分配というか、きちんとやっていただきたいという願いはあるのですが、その後、森町への返還金がどれぐらいあるかということも想定されているかということをお伺いします。

あと 1 点ですけれども、21・22 ページの建設課の一番下のところです。町単独河川改修事業ということで、これは起債の再募集に対応しての 3 本立てで、これもありがたいと思うのですけれども、田能川の改修というものの内容の詳細をお伺いします。

議 長 (中根信一郎 君) 健康こども課長。
健康こども (朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。
課 長 川岸議員の御質問にお答えいたします。

15・16 ページの 3 款 2 項 3 目、保育園費です。保育園費の補助金・交付金の多様な保育推進事業費補助金 6,400 千円の減額となっておりますが、これにつきましては、多様な保育推進事業費というものについては、1～2 歳児の関係で、一番待機児童が出やすい年代ですけれども、そこへの県の補助でございます。

二つの減額の要因がございまして、まず 1 点目が、補助金の基準額が変更されたということがあります。これは令和 7 年度から

ということで、今までは1歳児につきましては、一人月2万1,000円、2歳につきましては一人月8,000円という形でそれに年間の延人数をそれぞれ1歳児、2歳児かけて補助金を算出してございます。その補助金の基準額が2歳児は変更がございましたが、1歳児につきましては、1歳児配置加算を取っている保育所につきましては、その加算額を控除するということになりました。1歳児配置加算の金額がそれぞれ園によって違いがありますが、これにつきまして1園該当になりまして、それが本来の基準額が2万1,000円だったところ、1園につきましては、1歳児配置加算額は1万9,130円ということで、その分が控除となります。ですので、基準額がかなり減ってしまうということで、減額になったということが一つ要因でございます。それから利用実績につきまして、当初見込んでいた人数よりも実績が減るということがあります。全体で見ますと、1歳児が当初延べ564人見込んでおりましたが415人、2歳につきましては、696人を見込んでおりましたが、636人ということで、それぞれ人数が減っている関係で、補助金の額が変更になったということでございます。

それから扶助費の地域型保育給付費でございます。これにつきましては、小規模保育所の扶助費となります。小規模保育所の扶助費につきましては、給付単価が公定価格の改定で上がっているのですが、利用児童の減少とような保育園については、他市からの広域利用の児童が増加したことによって、全体の給付費見込みが当初予算より減少するということで減額補正をするという形になります。全体の実績見込みが7,467万5,580円としておりまして、当初予算が92,472千円ということで、その差額分の1,700万円を減額するというところでございます。人数につきましては、もりの保育所で当初の延べ児童数を207人と見込んでおりましたが、実績見込みが168人、それからような保育園につきましては、当初延べ児童数を219人と見込んでおりまして、実績見込みは170人ということで、それぞれ人数が減っております。ような保育園

につきましては、先ほど申し上げましたとおり、広域の受入れの人数がかなり増えたということで、町からの給付費はその分減るという形になりますが、当初見込みとしましては、広域の受入れは0人と見込んでおりましたが、最終的に広域の受入れが年間延べ70人程度見込みという形になりました。この広域利用につきましては、ほぼ袋井市の北部の人になります。以上です。

議 長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ）産業課長。

（ 栗田俊助 君 ）産業課長です。

川岸議員の2問目の御質問にお答えをさせていただきます。

19・20 ページの一番下段の（株）アクティ森清算に伴う補助金でございますが、こちらにつきましては、株式会社アクティ森がまだ営業中でございますので、最終的に営業利益がどれくらい出るかというのが今後出てきますので、その段階になってみないと今回この精算金20,000千円を入れてもどうなるかということで、どのくらい町に戻ってくるかというところは、今の段階では、いくらというところまでは言えない状況でございます。以上です。

議 長
建設課長

（ 中根信一郎 君 ）建設課長。

（ 緩鹿英文 君 ）建設課長です。

川岸議員の質問にお答えします。8款3項2目、0002町単独河川改修事業、田能川改修工事についてということだと思います。

事業費としては1,300万円で、場所につきましては、県道袋井春野線から田能に入っていくところの町道の下に田能川というものが通っております。そこの田能川の河川の底については、自然の河川ということで、コンクリート、特に構造物が打ってない状態であるという中で、今回、河川の護岸のブロック等に土砂が洗掘されて、根固め等の構造物が今、中に浮いてしまっているような状況になっているということで、ここを工事しないと、今後、町道が下に落ちてしまう可能性があるということで、今回工事をするということになります。延長としては31.7メートルの区間につきまして、根固め、床掘り、川の底にコンクリートを打って、護

議 長
8 番議員

岸を守る工事をするということになります。以上です。

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) それぞれ了解しました。詳しくありがとうございます。

最後の 23・24 ページの中学校管理運営費の修繕費 453 千円ですか、何かを伺います。

議 長
学校教育
課 長

(中根信一郎 君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えいたします。

説明資料 23・24 ページ、10 款 3 項 1 目、学校管理費、0002 中学校管理運営費、修繕費の 453 千円の内容について説明をさせていただきます。

去る 1 月 11 日、12 日にかけて、12 日は祝日、成人の日ですけれども、全国的に強風が吹きまして、森町でも当日 11 日、日曜日ですけれども、瞬間風速が役場の上の観測地点で 19.6 メートルほどの数値が示されていますので、強風が吹きました。12 日の祝日、月曜日ですけれども、朝、森中学校に部活動で登校した生徒が校舎東側にあります 10 部屋つながった部室棟がございまして、そのうちの二つの部屋が強風であおられまして、屋根が飛ばされていることを発見しました。構造として、屋根に下からベニア板、ボード、トタンを重ねたような構造となっておりますので、今回の工事でそれらを修繕するという工事内容となっております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

1 番、榊原雄太君。

1 番議員

(榊 原 雄 太 君) 19・20 ページの先ほどから質問があります 7 款 1 項 6 目の森町体験の里振興費についてお伺いをいたします。

先ほど佐藤嘉彦議員の答弁の中にもありましたが、政策的な判断ということでそういった答弁があったかと思います。第 3 セク

ターでありまして、アクティ森は株式会社であります。株式会社の清算は法律的には株主有限責任、すなわち株主は出資以上の責任を負わないのが原則でございます。また会計的には出資額面ではなく純資産の分配による清算となります。補助金を出して清算することと株主有限責任、また純資産による分配の整合性といったところで、それが政策的な判断ということの答弁だったと思います。

町からすると政策的な判断であります、逆に先ほどからも問題となっています退職者であったり、借入金の債権者、自治体である森町がその株式会社であるアクティ森に補助することで、実質上アクティ森に対する債権者、これは借入金の債権者も含みますが、給与に対する債権を有する従業員もこの債権者に含まれます。その債権者や、またアクティ森に出資している町外の出資者が実質上、救済されるといったことになります。そういったところで、特定利益の供与や公平性の観点から町はどのようにこの点を整理しているのか、まず1点伺います。

議 長 (中根信一郎 君) ここで、一旦休憩いたします。

(午後 0時00分 ～ 午後 1時10分 休憩)

議 長 (中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
産業課長。

産業課長 (栗田俊助 君) 産業課長です。

19・20 ページの7款1項6目の一番下の補助金でございます。アクティ森の清算に伴う補助金の関係で、特定利益の供与にはならないかという御質問であったかと思えます。

今回のこの清算に伴う補助金でございますけれども、今回株式会社アクティ森が解散するといった経緯の中で、株式会社アクティ森とすれば、今の段階で会社がなくなるということは、想定はしていなかったかと思っております。それにつきましては、町の事情もございまして、今回新たな指定管理者を募集ということになった経緯の中で、株式会社アクティ森の解散ということでござ

います。そういった中で、借入金等につきましては、コロナ禍の時に、経営が不振になったため借入れをしたものがございます。今後、株式会社アクティ森として存続できていれば、今後も借入金に対しては今までどおり返済ができたということでございます。また、退職金等につきましても、本来、いつ解散するというものであれば、それに伴って退職手当も積立てをしていくとか、そういったことでやっていくべきことであつたのでありますけれども、今回突然、株式会社アクティ森の解散に伴つてのことでございますので、そういったことを踏まえて、今回の補助金の対象経費につきましては、先ほど言いました借入金の償還、それから退職手当の支給に関する経費、その他運営の経費の未払いというところを要綱の中に入れ込んで、今回補助金を出させていただくと考えておりますので、あくまでも株式会社アクティ森の損失補填のために補助金を出すということではないものですから、利益を出すための補助金でもありませんので、そういった意味で、今回は補助金として出させていただきたいと考えております。以上です。

議 長
1 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

（ 榊 原 雄 太 君 ） 政策的な判断ということで、特定利益の供与に当たらないという御回答かと思われまふ。そういった退職金であり、借入れの経緯、解散する経緯といったところも総合的に考慮してその点については承知をいたしました。

2 点目ですが、株式会社が補助金を受ける場合、それは基本的には贈与に当たります。法律上は贈与に当たる、会計上、法人税上は何に当たるかといいますと、それは益金に当たるということになります。すなわち、アクティ森の今年度の決算において、アクティ森の課税所得を構成するということになってきます。そういった場合、アクティ森の今年度の決算が赤字でない場合、実効税率分、この補助したものが法人税として外に流出するということが考えられてきます。その点をどのようにお考えになっている

かという点を伺います。

議 長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

榊原議員の御質問にお答えします。

今回、こちらから補助を出しますので、その分、会社の利益、計算上には載ってくる話になると思います。ただその中で、ほかのものも含めた全体の営業利益がありますので、そういった中で、今後その法人税がどうなってくるかというのは分かりませんが、過去につきましても利益があった場合は、法人税を払っていますので、そこら辺は、全部の収支を計算したうえでどうなっていくのかというところにつながってくるのかなとは思っております。以上です。

議 長
1 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

（ 榊原雄太 君 ） 最終的にその法人税が出るかどうかというのは、その清算に関しまして計算をしないと出てこないというのはそのとおりだと思います。計算自体がいつぐらいに行われるかといった点と、先ほど経費として出ていくもの、例えば退職金であれば、退職金引当金費を計上している場合には、それは費用にはなりませんが、アクティ森はその引当金に計上はしていますので、退職金が一時の経費となります。しかしながら借入金については、借入金の返済は経費にはなりませんので、その借入金を補助した分はそのままその分、益金として計上されることになってきますので、その点、御注意といいますか、注意しないとその部分に法人税がかかってくる可能性があると思われます。

補助金を出す場合に、先ほどの株式会社えんもりの件もありましたが、基本的には補助金を出した趣旨がないように、例えば資産を取得するために補助金を出す場合は、圧縮記帳という制度を設けて、圧縮損と補助金の益を相殺して、実際に法人税が出ないといったような処理が行われますが、こういった消極的な支出に対する補助金については、そのまま益金として残ってしまう可能

性がかなりあるのかなと思いますので、清算の段階で、いかに早く試算表等を作成して、どの程度利益が出るのか、赤字がどのくらいあるのかといった点を確定する必要があると思慮されますが、試算表をいつぐらいまでに作成する予定でいるか、お伺いをいたします。

議 長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

榊原議員の御質問に再度お答えをさせていただきます。

例年3月で閉めまして、2か月ぐらひは清算、やりくりで1か月から2か月ぐらひかかってしまいますので、大体5月ぐらひまでには何とか出るかなとは思っております。それから、清算の手続に入りますので、精算につきましては4か月から5か月ぐらひはかかってしまうのかなとは思っておりますので、今、議員が御指摘いただいたような内容も含めまして、また株式会社アクティ森とも話をしながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はございませんか。

7番、佐藤明孝君。

7番議員

(佐藤明孝 君) それでは数点お聞きいたします。

まず予算書の11ページになります。債務負担行為の補正についてお聞きいたします。

ここに令和8年度から令和10年度まで、3年度の期間にわたって、毎年度7,000万円余の金額が計上されております。これにつきましては、こういった内容での業務の実施に向けての準備が進められるのか。また、業者等はもう既に決定されているのか、まずはその点からお聞きいたしたいと思います。

議 長
住民生活
課 長

(中根信一郎 君) 住民生活課長。

(森下友幸 君) 住民生活課長です。

佐藤明孝議員の質問にお答えします。

予算書11ページ、債務負担行為補正の追加で可燃ごみ収集運搬

業務委託料ということです。期間は令和 8 年度から令和 10 年度まで、限度額 70,290 千円ということですが、こちらにつきましては、3 年間の合計の限度額ということで、1 年当たり 2,343 万円を考えております。業務内容としましては、普段町から出ます可燃ごみ、緑色の袋で収集している可燃ごみの収集運搬業務を業者に委託してやるものになります。この業務に関する予算につきましては、一般会計の当初予算に計上させていただいておりますが、平成 27 年度から継続して松尾美装株式会社に委託しております。令和 8 年度以降も松尾美装株式会社に委託して業務を行う予定としております。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 7 番、佐藤明孝君。

7 番議員 (佐藤明孝 君) ということは、もう既に運搬業者は決定されているということですね。

この運搬業者につきましては、いわゆる随意契約によって今後 3 年間、新たに契約をされたという解釈でいいでしょうか。

議 長 (中根信一郎 君) 住民生活課長。

住民生活 (森下友幸 君) 住民生活課長です。

課 長 佐藤明孝議員の御質問にお答えします。

決定はしていなくて、この債務負担行為を認めていただいた後に、実際の契約に進むことになっております。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 7 番、佐藤明孝君。

7 番議員 (佐藤明孝 君) 今回の採決等によって決定するというところで、私も解釈いたしました。

それではもう 1 点、今度は予算書の 10 ページです。繰越明許費の関係で、中川下工業専用地域開発可能性詳細調査業務委託が令和 7 年 9 月議会でも補正で既に認められた内容だと思いますけれども、これが令和 8 年度に改めて実施をされるということについても、それなりの理由は存在すると思います。そのような中でお聞きしたいのは何かというと、重要種の調査を行わなければいけないことが判明したという点が一つございます。そしてもう一つ、

地質調査の結果、想定していた以上に支持層が深かったということが判明した、これらの対策検討に時間を要したと言われております。こういった中で、以前からこの中川下工業団地開発可能性調査については、いろいろ過去にやられていると思いますが、その時点では一切判明していなかった事案なのではないでしょうか、その点をお聞きしたいと思います。

議 長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

佐藤明孝議員の御質問にお答えします。

10 ページの中川下工業専用地域開発可能性詳細調査業務の繰越明許費でございます。こちらにつきましては、今、佐藤議員からお話がありましたとおり、地質調査につきましては2か所行ったわけですが、想定していたのが15メートルだったのですが、30メートルぐらいまで深くかかってしまったということで、その改良等の検討に時間を要しているということと、環境影響調査におきましては、一時的な調査でいいのかなと当初は考えておりましたけれども、それぞれの季節において調査をしなければいけないということ等も分かってきましたので、そういったところを今後調査等もしていくことがありますので、令和8年度に繰越しをさせていただいて、今後も中川下の開発可能性詳細調査を来年度にかけても行っていきたいというものでございます。以上です。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ） 念のため、少し補足をさせていただきます。

この件ではなくて、2問目で御質問のあった債務負担行為の補正について、この補正が認められたら業者が決定するのかということでしたが、この補正予算が認められましたら業者の選定作業に入っていくということですので、間違いのないようお願いいたします。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

西田彰議員に申し上げます。

3回、手を挙げて発言をしておりますので、3回とさせていただきます。

2番、小澤由彦君。

2番議員 (小澤由彦君) 2番、小澤でございます。

説明書10ページ、8款2項、道路メンテナンス事業(橋梁^{りょう}長寿命化)ということで、予算が組まれております。こちら繰越明許費でございます。こちら、国から内示が出たということで、予算という形になるわけでございますけれども、橋りょうの長寿命化ということで、この工事を行うことによって、どれぐらいの年数、長寿命化できるものなのかというところを教えていただきたいと思います。

議長 (中根信一郎君) 建設課長。

建設課長 (緩鹿英文君) 建設課長です。

小澤議員の御質問にお答えします。

質問は繰越明許費の橋りょう点検に対する質問かと思っております。

説明は、予算書説明書の22ページが分かりやすいかと思いますので、そちらで説明させていただければと思います。22ページの8款2項4目、橋梁^{りょう}維持改良費のところの0001道路メンテナンス事業(橋梁^{りょう}長寿命化)ということで、委託で橋梁^{りょう}点検業務委託料が載せてございます。今回、国の追加補正で内示をいただきましたので、令和8年度に予定していました橋りょう点検を前倒しで5橋、予定をしております。そこで橋りょう点検をした後に、国の橋りょう定期点検の要領ということで5年に一度点検をするということになっておりますので、そういう中で橋りょう点検をして、安全性の確保とか維持管理につなげていくということになります。評価としますと、4段階評価されましてⅠの健全なところからⅣの緊急で措置をしないといけないというところを確認して、今後の維持管理、修繕につなげていくということになります。

ただ実際、橋りょうの修繕をすればどのくらいの年数が持つか、長寿命化するかということですが、一般的には橋りょう、道路等もそうですが、新規に作った場合でも、50年とかそれぐらいになってくるかなと思いますけど、修繕の内容によっても多少は変わってはきますので、そこでどのくらいの事業費をかけて直すのか、その辺によっても変わってきますので、その辺も含めて先ほども言いましたように、5年に一度の調査が必要になってくるということで、その都度点検をする中で、事業費もフルにかけられるわけではなかなかないものですから、その時点での予算規模等を見ながら、どこまで直すかというところを確認して進めていくということになりますので、一概に何年というところではなかなかちょっと出ないところがありますので、御承知おきいただければと思います。以上です。

議長
2番議員

（ 中根信一郎 君 ） 2番、小澤由彦君。

（ 小澤由彦 君 ） メンテナンスということで点検業務の委託ということでございました。5年に一度ということで、今回五つということでございました。この五つの選定の基準となるものがあれば、教えていただきたいと思います。

議長
建設課長

（ 中根信一郎 君 ） 建設課長。

（ 緩鹿英文 君 ） 建設課長です。

ただいまの再度の質問にお答えします。

橋りょう点検に関しましては、調査する箇所としますと、基本的にはまず橋りょう上部の構造、桁です。桁ですとか横桁、渡るところの床板、橋台部の下部構造というところで兩岸につく下部構造がどうかというところと支承部、あとその他というところで、例えば橋脚が1個あると2経間で二つの町場をつないでいるということになりますので、その辺の接続部そういったところがどうか、というところをこの点検の中で基本的には調べていくと、確認していくということになります。以上です。

議長

（ 中根信一郎 君 ） 建設課長。

建設課長

（ 緩 鹿 英 文 君 ） 建設課長です。

ただいまの説明にちょっと不足があったかと思います。

今回5橋の橋りょうを選んだ基準ですけど、基本的に5年に一度ということで、今、町全体で橋りょうが284橋あるわけですけど、先ほど言ったとおり、5年に一度、橋りょう点検をする必要が出てきますので、計画を組んで進めていると。そういう中で、令和8年度に予定している橋りょう点検の中から、今回、国の補正予算案をいただいた予算の中で、できる橋りょうということで5橋を選定して今回調査をしていくということになります。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 7番、佐藤明孝君。

7番議員

（ 佐 藤 明 孝 君 ） 先ほどの質問の中で、答弁漏れがありましたものですから確認したいと思います。

過去、中川下の関係につきましては、可能性調査等を得られておりますが、今回判明したといういわゆる業務を延長する原因に至ったこの結果判明ですが、これはその前の調査結果では判明に至らなかったのかどうかという点についての御答弁をお願いしたいと思います。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

産業課長

（ 栗 田 俊 助 君 ） 産業課長です。

佐藤明孝議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

過去にやった調査ともいうよりも、今年度から詳細調査を実施させていただいていますので、その調査をやっていく中で、まだ今後も先ほど話をさせていただいた調査等が残って、最終的に詳細調査の結果が出てくるのが令和8年度になってしまうということです。令和7年度から引き続きもう1年、中川下の詳細調査をお願いしたいということで、繰越明許費を計上させていただいているというところでございます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

町 長	(太田康雄 君) 補足をいたしますと、これまでの調査ではそこまで調査項目に入っていなかった点について、令和7年度の開発可能性詳細調査の中で、調査の項目に入っているものということでございます。ですので、過去には調査を行っていない項目だということであります。
議 長	(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。 10 番、加藤久幸君。
10 番議員	(加藤久幸 君) 10 番、加藤です。 先ほども質問があった13・14ページの2款2項1目、企画総務費の中の秋葉バスサービスについての補助の件ですけども、事務所の件は営業所内の事故等があった、それから乗務員の環境の改善ということで、これは必要なものかなと考えております。 経営改善という観点から改善策として運賃の改定、それからSNSを使った広報等を挙げられました。それは何かというと物価高騰に対すること、人件費の増加、人手不足、それから秋葉線等の問題等を挙げられましたけども、他に具体的にもう少し改善の案といいますか、そういうものが持っていらっしゃるのかということと、営業所内の事故ということでしたけども、営業所外での事故もやはりこれは経営圧迫することですので、その辺についてもお伺いしたいと思います。 それともう一つ、説明書の17・18ページ、4款1項2目、予防費の中の新型コロナウイルス定期予防接種の減額、それからインフルエンザ予防接種も減額ということですが、この接種実績についてお伺いをいたします。
議 長	(中根信一郎 君) 政策企画課長。
政策企画	(鈴木勇登 君) 政策企画課長です。
課 長	加藤議員の御質問にお答えをいたします。 説明書13・14ページ、2款2項1目、企画総務費0003 地域公共交通事業費、バス路線維持事業費補助金に関しての御質問でございます。

先ほどお答えをいたしました秋葉線の経営改善に関して、運賃改定、また利用者促進政策等を行っている、そのほかに何かあるかという１点目の質問かと思います。

他の改善策としましては、秋葉線に関してですけども、秋葉線の沿線市町、秋葉バス、また天竜高校を含めた産官学で秋葉線の利用促進等を目的とした協議会を設立しまして、秋葉線に関して今検討を実施しているような状況でございます。そうしたところが具体的なところでございます。

それともう１点目、営業所のところの中の事故以外の事故については把握しているかどうかというような御質問かと思いますが、具体的にどこでどういう事故があったかというのは把握してございませんけども、直近で言いますと、城下の常夜灯にぶつかったような事例があったかと思います。以上です。

議 長
健康こども
課 長

（ 中根信一郎 君 ）健康こども課長。

（ 朝比奈礼子 君 ）健康こども課長です。

加藤議員の御質問にお答えいたします。

17・18 ページ、４款１項２目の予防費 0006 予防接種事業費のうち、新型コロナウイルスとインフルエンザの実績についてでございます。

新型コロナウイルスにつきましては、委託料と負担金それぞれ減額となっておりますが、まず委託料につきましては、２月末の現在で、実績が 122 人と生活保護者一人ですので、123 人。それから負担金ですけども、同じく２月末現在で、158 人と生活保護者一人ですので、159 人となります。

それからインフルエンザにつきましては、負担金のみの減額でございますけども、負担金の実績でございますが、インフルエンザはもう既に終了しておりますので、委託料も一緒に申し上げますが、同じく２月末現在で、委託料が 2,009 人、負担金が 1,206 人となります。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

議 長

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

議 長

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 10 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

議 長

(起 立 多 数)

(中根信一郎 君) 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は原案のとおり、可決されました。

日程第 10、議案第 11 号「令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本議案は、委員会付託の予定はありません。

質疑、討論、採決を一連で行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 長

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

議 長

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号を採決します。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

議 長

(起 立 全 員)

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 12 号「令和 7 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本議案は、委員会付託の予定はありません。

質疑、討論、採決を一連で行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 起立全員です。

したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 13 号「令和 7 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本議案は、委員会付託の予定はありません。

質疑、討論、採決を一連で行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

議 長

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 14 号「令和 7 年度森町水道事業会計補正予算
(第 2 号)」を議題とします。

本議案は、委員会付託の予定はありません。

質疑、討論、採決を一連で行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 長

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

議 長

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 15 号「令和 7 年度森町病院事業会計補正予算
(第 2 号)」を議題とします。

本議案は、委員会付託の予定はありません。

質疑、討論、採決を一連で行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、佐藤嘉彦君。

4 番議員

(佐藤嘉彦 君) 4 番、佐藤です。

予算書第3条になると思いますが、経営改善推進事業債についてお尋ねをしたいと思います。

今回資金繰りを支援するものということで、この起債を借りられるということで計上されているということですが、そもそもその資金繰りが厳しい理由というのは、例えばその人件費の上昇であったり、物価高騰に伴う物件費の高騰、あるいは診療報酬との差とか、そういったその自助努力ではなかなか埋まらないような部分の影響が大変大きいのではないかなと思っております。そういった中で、この起債の前提となる経営改善計画、これを策定されていると思うのですが、こういった経営改善計画、その取組の内容について、お聞かせをいただければと思います。

議長
病院事務局
局長

(中根信一郎 君) 病院事務局長。

(朝比奈直之 君) 病院事務局長です。

ただいまの佐藤嘉彦議員の御質問にお答えいたします。

予算書の1ページ、第3条の企業債のうち経営改善推進事業についての経営改善実行計画をどのような計画を立てているかという御質問でございます。経営改善計画につきましては、今回の企業債を借りるうえで、先ほど佐藤議員からもお話ありましたように、経営が厳しい病院に対しまして、経営改善実行計画を策定し、収支改善に取り組む公立病院に対して、資金繰りを支援し、経営改善を促進するといったことで設けられたものでございますが、当院につきましては、先ほど佐藤議員がおっしゃられましたように、給与費、物価の高騰の影響により、経費など医業収益費用が増加し、非常に厳しい経営状況になっているということで、医業収益につきましては、入院患者数も前年度比で2月末現在増加しておりますし、医業収益におきましても前年度並みの収益となっているということで、この悪化につきましては、病院といたし

ましても、医業費用の増加によるものと考えているところですが、この実行計画につきましては、返済に当たって国から経営改善実行計画を策定するものと言われております。その経営改善の基本方針といたしましては、まずは収益力の強化ということで、当院は、現在、内科、外科を一体的に見る総合診療科に今年度から移行しておりまして、また整形外科の医師も増えており、それからリハビリテーション科もリハビリテーションを充実するというので、この3課を主軸とした診療体制となっておりますので、そういった3課が地域のニーズにも沿った医療でございますので、それらの3課の病床稼働率の向上させることによって、一層の収益の向上を目指すというのが一つ目の基本方針として計画いたしました。

二つ目につきましては、費用の削減ということになります。今後も物価の上昇や人件費高騰が続くという前提の基になりますが、医業費用の主たる要素である材料費と経費の削減に努めるということで、診療科別の収支結果を活用しながら、医療に関わる人件費や配置コストの見直し、そういったものを共同購入等行いながら、経費の削減もさらに図っていきたいと考えているところでございます。

計画の具体的な内容につきましては、まだ計画段階ですので、それが実際どうするかというのは、今回の6月の診療報酬の改定の短冊、いわゆる項目がはっきり、単価等も出てきた段階で、詰めていくことにはもちろんなるわけですが、例えば、回復期病床の利用が高いということで、それらの病床を増床する、そういったことも考えられますし、急性期病棟の算定要件が今度かなり厳しくなるといった見込みもありますので、それらを地域包括医療病棟に機能を変えるとといったことも考えられます。あとは経費の削減、抑制対策といたしましては、医療機器点検保守委託料の削減であったり、先ほど言った材料費の削減、それから収入増加確保対策としまして、もう一つの病棟の地域包括ケア病棟

を有効的に活用するであったり、在日数を調整する中で、入院患者の1日平均の入院患者数の増加につなげる、そういったことを国には計画としてお示しをしているところでございます。以上です。

議 長
4 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 4 番、佐藤嘉彦君。

（ 佐 藤 嘉 彦 君 ） ただいま御答弁いただきました実行計画の方針的なということで理解をさせていただきました。

この実行計画についてですけども、後々ホームページ等で、公表予定は考えているかというところをお聞かせいただきたいと思います。

議 長
病院事務
局 長

（ 中根信一郎 君 ） 病院事務局長。

（ 朝比奈直之 君 ） 病院事務局長です。

佐藤嘉彦議員の再質問にお答えいたします。

今回の企業債を借りるうえでの経営改善実行計画につきましては、国からも公表というのは求められておりません。これはあくまでも企業債を借りるうえでの実行計画として国に示したものであるということでございます。

ただ、先ほど言ったような内容につきましては、森町病院でも令和5年度に経営強化プランを策定し、それに整合した形で実行計画も作成をしております。経営強化プランにつきましては、既にホームページ等でも公表もされているといった内容でございます。そちらの中の経営改善として取り組む内容として一部を実行計画の中で示しているといったことになりますので、今回この経営改善実行計画のみを公表するということは考えておりません。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

		討論はありませんか。
		(発言する者なし)
議	長	(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。
		これから、議案第 15 号を採決します。
		本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
		(起 立 全 員)
議	長	(中根信一郎 君) 起立全員です。
		したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。
		日程第 15、議案第 17 号「公の施設の指定管理者の指定について (森町天方総合センター)」を議題とします。
		本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。
		これから質疑を行います。
		質疑はありませんか。
		(発言する者なし)
議	長	(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。
		日程第 16、議案第 18 号「公の施設の指定管理者の指定について (森町大河内林業センター)」を議題とします。
		本議案は第一常任委員会に付託する予定です。
		これから質疑を行います。
		質疑はありませんか。
		(発言する者なし)
議	長	(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。
		日程第 17、議案第 19 号「公の施設の指定管理者の指定について (森町三倉総合センター)」を議題とします。
		本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。
		これから質疑を行います。
		質疑はありませんか。
		(発言する者なし)
議	長	(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。
		日程第 18、議案第 20 号「公の施設の指定管理者の指定について

議長

(森町一宮総合センター)」を議題とします。

本議案は第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 19、議案第 21 号「公の施設の指定管理者の指定について

(森町園田総合センター)」を議題とします。

本議案は第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 20、議案第 22 号を「公の施設の指定管理者の指定について (森町飯田総合センター)」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 21、議案第 23 号「公の施設の指定管理者の指定について (森町児童館)」を議題とします。

本議案は、第一条常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 22、議案第 24 号「公の施設の指定管理者の指定について (森町旧藤江勝太郎家住宅)」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

議長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 23、議案第 25 号「森町道路線の廃止について」を議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

ここで休憩をいたします。

(午後 2 時 5 分 ～ 午後 2 時 15 分 休憩)

議長

(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、建設課長より発言を求められておりますので、これを許します。

建設課長。

建設課長

(緩 鹿 英 文 君) 建設課長です。

先ほどの議案第 10 号の一般会計補正予算の中で、小澤議員からの質問の中で答弁間違いがありましたので、訂正させていただきます。

8 款 2 項 4 目、橋りょう点検の業務ですけど、答弁の中では 5 橋ということで説明させていただきましたけど、6 橋の間違いでしたので、よろしくお願いします。以上です。

議長

(中根信一郎 君) 日程第 24、議案第 26 号「令和 8 年度森町一般会計予算」を議題とします。

本議案は、第一、第二両常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

所管の委員会を間違えないようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

2 番、小澤由彦君。

2 番議員

(小澤由彦君) 2 番、小澤でございます。

説明書 140・141 ページ、7 款 1 項 6 目の森町体験の里施設の改修工事についてお伺いいたします。

今回 110,000 千円の予算がついてございます。こちら主にトイレと看板等の改修ということをお伺いしておりますけれども、110,000 千円というとなかなか金額が大きいものでございますから、そのほかどのようなことがあるのか、細かく内訳のようなのが分ければ教えていただきたいと思います。

議長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

小澤議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

140・141 ページの 7 款 1 項 6 目、森町体験の里振興費の工事請負費、森町体験の里施設改修工事 110,000 千円でございます。こちらの改修工事につきましては、天方宿泊施設コテージの改修費も含まれております。令和 9 年度からコテージアクティにつきましても、今お認めいただいております C S A t r a v e l が運営をしていくということでございますので、令和 8 年度におきましても宿泊施設コテージアクティの改修費も含まれております。詳細につきましては、現在、新たな指定管理者である株式会社 C S A t r a v e l と調整、検討中ではありますが、アクティ森の改修費に約 6,000 万円、コテージアクティの改修費に 4,000 万円を予定しております。以上です。

議長
2 番議員

(中根信一郎 君) 2 番、小澤由彦議員。

(小澤由彦君) アクティに 6,000 万円、コテージに 4,000 万円ということでございます。そうした中で、過去の議会等におきましても、アクティの施設改修とか、そういったものがよく上がっていたかと思います。こうした中で新しく指定管理者が変わるということで、今回これだけ大きい金額が設けられたと取られかねない部分もございます。アクティ森の頃、なかなかこういっ

議 長
産業課長

た大がかりの改修がされなかったということと、今回この指定管理者が変わることによって、これだけの大きい予算を組んでまでやらなければならなかったのかというところを伺いたいと思います。

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

ただいまの小澤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

アクティ森につきましては、来年度の予算にも 110,000 千円ほど計上させていただいた中で、年度ごとに計画を立てて、瓦を直すとかという修繕をしてきております。それに比べて、今回の森町体験の里の改修工事ですけれども、今お話がありましたとおり、指定管理者が変わることと、今まで森町体験の里の中で加工施設はあじさいグループさんが使用されていた経過もございます。あじさいグループさんも解散をしてなくなったというような経緯等もございますので、アクティ森の中の施設の運営に対しましても、今後、CSA travel さんに新しく変わっていく中で、老朽化した部分等もございますので、そういった部分について今後、この改修工事の予算を上げさせているというのが現状でございます。

今後、CSA travel さんが運営をしていただけますので、その中で現在、どのような改修にしていこうかというところを、内容については、今検討しているところでございます。また、すぐに改修工事ができる場所もあろうかと思いますけれども、体験の里の運営につきましては夏までが一番お客様が多くお見えになりますので、閑散期等がこの改修工事になろうかなというところで、今話を進めて検討をしているところでございます。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

7 番、佐藤明孝君。

7 番議員

（ 佐 藤 明 孝 君 ） 説明書 117 ページになります。4 款 2 項 1 目です。負担金がございます。袋井市森町広域行政組合ごみ処理施設費分担金とその下の中遠広域事務組合分担金になります。令和 7 年度と比較しますと、袋井市森町広域行政組合が約 2,611 万円、中遠広域事務組合が 2,000 万円弱の増と、かなり大きな増額となっておりますが、この増加要因をまずお聞きしたいと思います。

そして 141 ページでございます。今の小澤議員の質問に関連しまして、同じく森町体験の里指定管理料についてお聞きしたいと思います。

指定管理者が変わりますというその説明の折には、確か指定管理料が 4,000 万円以内ということで説明を受けております。ところが指定管理につきましては、当初予算では 44,000 千円という金額が計上されております。この違いについてまずお聞きをしたいと思います。

議 長
住民生活
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 住民生活課長。

（ 森 下 友 幸 君 ） 住民生活課長です。

佐藤明孝議員の御質問にお答えします。

説明書 116・117 ページ、4 款 2 項 1 目、清掃総務費のうち 0002 清掃総務経費の負担金、袋井市森町広域行政組合ごみ処理施設費分担金と中遠広域事務組合分担金、令和 7 年度に比べて増加しているのではないか、理由はということでした。

まず、袋井市森町広域行政組合ごみ処理施設費分担金につきましてですが、こちらについては大きく二つ、ごみ処理費と整備費の増があります。まずごみ処理費につきましては、物価等が上がっておりまして、その指数に基づく変動費単価の関係、それから溶融肥培民間委託費の増があります。こちらは包括管理委託を結んでいますが、その中でその費用が変動していること、それから溶融肥培民間委託費というのは、これまで溶融肥培につきましては、一宮最終処分場に搬入をしておったわけですが、来年度途中

には受入れを終了しますから、その処分を民間委託することになっておりまして、そちらの増額になります。それからもう一つは、整備費としまして、中遠クリーンセンター基幹的設備改良工事ということで、計画的に整備して長寿命化を行っているわけですが、それでも、そちらで工事費の増がございます。内容的には設備その設備改良工事とその管理業務ということでこちらが主になりまして、2,452万2,000円、こちらで増えていますので、この基幹的設備改良工事が主な理由になります。

それからもう一つ、中遠広域事務組合の分担金でありますけれども、こちらにもいろいろな増減の要因はありましたけれども、一番大きなものになりますと、やはり先ほど説明しました、一宮最終処分場の受入れが終わるということで、それに伴って処分先として、民間の最終処分場に搬入するということで、こちらにも大幅な増加になっておりまして、それともう一つ、磐田市の焼却灰搬入が去年1月から一宮最終処分場に入れていないということで、森町と袋井市で搬入量の関係に基づいた割合で、磐田市が抜けたものですから、森町、袋井が増えまして、それで増えることになっております。以上です。

議長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

佐藤明孝議員の2点目の御質問にお答えをさせていただきます。

140・141 ページの7款1項6目の0001の中の森町体験の里指定管理料44,000千円でございます。こちらにつきましては、前回は説明させていただいたように4,000万円以内ということで、4,000万円に消費税を足しまして今回44,000千円というところで計上させていただいてございます。以上です。

議長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

3番、高木幸広君。

3番議員

(高木幸広 君) 62・63 ページ、2款1項8目、委託料に

議長
建設課長

関してですが、地籍調査委託料とありますが、こちらの対象地域となる調査を行う場所と面積を教えてくださいというのと、144・145 ページの 8 款 2 項 3 目、一番下の 0001 町単独道路改良事業ですが、どこの道路を何メートル行うのか教えてくださいたいです。

（ 中根信一郎 君 ） 建設課長。

（ 緩 鹿 英 文 君 ） 建設課長です。

高木議員の御質問にお答えします。

初めに地籍調査事業の関係で、令和 8 年度の事業区域はどこかということかと思えます。箇所としては田能の地区になります。田能の 2 年目になりまして、場所的には田能公民館より北側からの行政境に近いところまでを行うということで、面積的には 12 ヘクタールを予定しております。それと同時に、令和 7 年度に事業を行いました同じ田能の袋井春野線から今の公民館より南のところは 19 ヘクタールありまして、そこについては面積測定等を行っていくということになります。

続きまして、8 款 2 項 3 目の 0001 町単独道路改良事業の箇所と延長という質問に対してですけど、委託業務としまして、町道 2 路線あります。この工事につきましては、お手元に工事箇所図が配られているかと思えます。それをまた見ていただければあれですけど、委託業務としましては、町道 2 路線ということで、まず 1 点目は、一宮豊岡線ということで、県道掛川天竜線から豊岡へ抜ける旧道の方、三木の里へ上がっていく方からトンネルを越えて抜ける方になりますけど、その一宮豊岡線の新東名の北側付近で道路が狭隘^{あい}なところがあるということで、そこについて 100 メートルの道路拡幅を行う工事に向けての設計業務を行いたいと考えております。2 か所目としましては、大上宮奥線の測量業務ということで、これについては、橘地内、橘公民館の手前になりますけど、今斜面がちょっと崩壊しかけているところがありまして、大型土のうで止めているところがあります。そこについて

対策をこれからしていきたいということで測量業務を予定しております。

続いて、工事請負費ということで、町道の改良工事ということですが、箇所指定の工事としましては9路線あります。1路線目が宮代東大洞院線の宮代橋歩道橋の上部工工事ということで、今回繰越しの対象になっている工事の令和8年度分の工事ということで、延長としては49.4メートルの工事になります。2か所目が宮代西9号線の築造工事ということで、これも今まで継続している路線になりますが、延長としては81メートルの道路築造工事になります。3点目は鴨谷東6号線の改築工事ということで、現在、鴨谷地区で県が袋井春野線の改良工事をやっていただいております。それに伴いまして、町道鴨谷東6号線の拡幅工事、改良工事を行うということで、これが延長83メートルを予定しております。4か所目が宮代東大洞院線の改築工事ということで、これも現在施工中の大洞院から小國神社の方に向かっていく路線で、現在、河川の付け替えが終わって、道路工事をしている区間があります。その継続の事業ということで延長が88.8メートルの工事を予定しています。続いて5か所目が大上宮奥線ということで、橘地区内から小國神社へ抜けていく路線、その大上宮奥線ということで、工事が49メートルを予定しております。続いて、6か所目が先ほど繰越しにもありましたけど、赤根円田線の法面整備ということで、ここが継続事業で35メートルの法面を工事していくということになっております。7か所目が谷中・中央線の舗装打ち替え工事ということで、谷中地内の延長80メートルについての舗装の打ち替え工事を予定しております。8か所目が上川原3号線の改築工事ということで、現在、上川原地内につきまして継続的に舗装修繕等を行っている中で、令和8年度については、その中の49メートルの区間の工事を今予定しているということになります。箇所指定の工事としては以上になります。よろしくお願いします。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

5 番、鈴木哲司君。

5 番議員

(鈴木哲司 君) 説明書 162・163 ページ、9 款 1 項 5 目、0002 静岡県・磐田市・袋井市・森町防災総合防災訓練事業ということで、令和 8 年 11 月 15 日の予定ということは聞きましたけども、この訓練内容が分かれば、教えてください。

議 長

(中根信一郎 君) 危機管理課長。

危機管理

(鈴木知寿 君) 危機管理課長です。

課 長

ただいまの鈴木哲司議員からの御質問にお答えをいたします。

静岡県・磐田市・袋井市・森町総合防災訓練の関係ということで、先ほど議員が御指摘いただいたとおり、令和 8 年 11 月 15 日、日曜日の午前 8 時から 12 時ということで予定をされております。

それから、こちらの訓練の概要というところの御質問かと思います。こちらにつきましては、訓練の計画というものが全て整っているということではございません。これから、それぞれ調整をしていくという形ですので、現在の案ということで御説明をさせていただければと思います。各課それぞれの事務分掌が森町防災計画に載っております。そういった中で、各課それぞれ事務分掌を掲載されている内容についての訓練を実施するというようなイメージでございます。例えば、災害対策本部の運営訓練、遺体安置所の設置運営訓練、救護所の開設運営訓練、支援物資の受入れ、輸送訓練、道路の啓開訓練、上下水道等の施設の被害状況の確認訓練、避難所の開設訓練、ペット同行避難訓練、応急給水訓練とか、森町につきましては、孤立集落もありますので、そういったところでヘリポートの開設訓練、孤立集落の航空輸送訓練、こういったところも予定をしているということで、今の段階では 14 会場で 24 の訓練を実施していきたいということで想定をしております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 5 番、鈴木哲司君。

5 番議員

(鈴木哲司 君) 14 会場というのは、これは森町で 14 会場

議 長
危機管理
課 長

なのか、それとも磐田市・袋井市・森町、2市1町で14か所なのか教えてください。

（ 中根信一郎 君 ） 危機管理課長。

（ 鈴木知寿 君 ） 危機管理課長です。

ただいまの鈴木哲司議員からの御質問にお答えいたします。

会場数14というのは、森町での会場数になっております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

3番、高木幸広君。

3番議員

（ 高木幸広 君 ） 78・79ページの2款4項1目12節委託料に関してですが、マイナンバーカード申請受付等業務委託料とありますが、この窓口はどの辺りに設ける予定でしょうか。

議 長
住民生活
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 住民生活課長。

（ 森下友幸 君 ） 住民生活課長です。

高木議員の御質問にお答えします。

79ページの2款4項1目の委託料（その他）で、マイナンバーカード申請受付等業務委託料を計上させていただいております。こちらにつきましては、令和8年度、マイナンバーカード交付等の業務委託を考えているものです。場所につきましては、なかなか余裕がないものですが、役場玄関入ったところの今テーブルがあったりとか、モニターとかがあったりとか、呈茶のコーナーがありますが、その部分を配置替えしまして設置する予定としております。以上です。

議 長
3番議員

（ 中根信一郎 君 ） 3番、高木幸広君。

（ 高木幸広 君 ） 予定の場所は大体分かりました。

それで、委託先は決まっているのでしょうか、どこでしょうか。

あと、来られる人数等も分かれば教えていただきたいです。

議 長
住民生活
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 住民生活課長。

（ 森下友幸 君 ） 住民生活課長です。

高木議員の御質問にお答えします。

委託先につきましては、現在調整を進めているところですが、袋井市役所でこの業務を受けている業者と調整をさせていただいているところです。

それで、常時二人が来ていただけるという内容で、予算を要求させていただいております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

5 番、鈴木哲司君。

5 番議員

(鈴 木 哲 司 君) 説明書 52・53 ページの 2 款 1 項 1 目の 0004 報償金の二つ下です。日本語教室講師等報償金とありますが、3 点質問があります。

1 点目ですが、講師は何人を予定しているのか。

あと年間何回開催するのか。

最後ですが、何語を使用している国の人を対象にするのか。以上 3 点を聞きたいと思います。

議 長

(中根信一郎 君) 総務課長。

総務課長

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

鈴木議員の質問にお答えをさせていただきます。

2 款 1 項 1 目の 0004 多文化共生事業の報償金、日本語教室講師等報償金でございますけども、こちらの日本語教室につきましては、現在、国際交流協会と一緒に開催をさせていただいている日本語教室でございます。今年度、令和 7 年度の後半から一緒にやらせていただいている事業でございます。事業の実施時期につきましては、令和 8 年 4 月から 6 月、それから 9 月から 11 月の年 2 回ほどを予定してございます。日本語教室の講師につきましては、今、予算上 10 人ほどを予定してございます。対象の言葉でございますけども、日本語教室でございますので、日本語以外の言葉を話す人を対象に事業をするということで、どこの言葉ということで限定してはおりません。それから、うちの事業といたしまして、単独で児童の日本語教室を実施していきます。そちらについては、本年は森小学校を対象として考えております。指導者は

議 長

5人でございまして、対象者は森小学校に通う日本語を上手に話せないお子さんということでございます。こちらの事業の実施につきましては、できれば4月から実施をして、年間を通して実施をしていきたいと考えております。以上です。

6 番議員

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

6 番、清水健一君。

(清 水 健 一 君) 清水でございます。

同じく 0004 多文化共生事業、今度はずっと下の方に行って、諸備品購入費というところを少しお伺いいたします。

まず、これは説明の中で通訳機器を購入するということをお聞きいたしました。まず機器の必要数は今どれぐらいあるのかということと、通訳の機械をもし選定されているようであれば、どういうタイプのものを求めようとしているのか、そしてそれにはどれぐらいの言語が対応しているのかということをお伺いします。

議 長
総務課長

(中根信一郎 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

清水議員の質問にお答えをさせていただきます。

諸備品購入費につきましては翻訳機2台でございます。こちらについては、透明のモニターがついておりまして、どちらから見ても文字が読めるといったモニターになっておりますので、一対一の対話だけでなく、複数人いても、その透明の画面を見ればどのような話をしているか分かるというものでございます。現在、最終的に機種を選定しているわけではございませんけれども、言葉の数ですけれども、1機種が20から30言語、それからもう1機種が100を超える数でございます。実際には多く使われているのは20もあれば十分対応できるということでは聞いておりますけれども、今そういった機種の中から選定をしようと考えております。具体的には令和7年度、日本で初めてデフリンピックが開催をされ、静岡県でも修善寺で開催をされた時に、県が導入をした機種

がございますので、そういった機種の中から今、選定をしている
といったところでございます。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 6 番、清水健一君。

6 番議員

（ 清 水 健 一 君 ） ちょっと私が思った機種とは違って、もう少し高級な機種というよりも、森町に今一番必要な機種になるのかなということは、了解いたしました。

今ここに 1,121 千円という予算を計上しておりますが、そうすると 2 台で、どの値段になるのかということ、あと多分基本的には A I 機能のついた翻訳機になるのかなと思いますけれども、そういう機種なのかというのと、もう一つは、サポートというものはどうなのかなということも含めてお伺いをしたいと思います。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 総務課長。

総務課長

（ 平 田 章 浩 君 ） 総務課長です。

清水議員の再質問にお答えをさせていただきます。

金額の 1,121 千円につきましては、2 台でございます。そちらにももちろん A I を使ったシステムでございましてそちらで通訳をするということでございます。機械自体は購入をさせていただきますので、メンテナンスにつきましては費用はかかるとは思いますが、事業者で必要があればやっていただけるということでございます。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

1 番、榊原雄太君。

1 番議員

（ 榊 原 雄 太 君 ） 70・71 ページ、2 款 2 項 3 目、0001 移住定住促進事業についてお伺いします。その中で委託料、森町二地域子育て移住促進モデル事業委託料、その二つ下、森町二地域居住先導的プロジェクト事業委託料、73 ページの 0004 二地域居住コーディネーター活動事業、こちら関連しますので、そちらについて 2 点ほどお伺いいたします。

二地域居住政策につきましては、関係人口の創出といった目的がありますが、住民税は住民票がある自治体、つまり二地域であ

議 長
定住推進
課 長

れば住民票が都市部から来られる人であれば都市部に税収が落ちると。片や週末、例えば森町で過ごすというような場合でありましたら、その行政サービスは地方で受けるといった構造となります。そういった中で、この税負担の公平性といったところを森町としてどのように整理しているのかといった点がまず1点目でございます。

また関係人口の増から、それにさらに進んで定住につなげるというにはかなりハードルが高いと思いますが、定住につなげる仕組みをどのように考えているか、この2点について伺います。

(中根信一郎 君) 定住推進課長。

(鈴木孝佳 君) 定住推進課長です。

榊原議員の質問、1点目の森町二地域子育て移住促進モデル事業の委託料の内容についてということで、理解いたしましたのでお答えをさせていただきます。

予算説明書 70・71 ページ、2 款 2 項 3 目、移住促進費 0001 移住定住促進事業、12 節委託料のうち森町二地域居住子育て促進モデル事業委託料につきましては、令和 7 年度からの継続の事業となっております。若者子育て世代を中心に二地域居住への関心が高まる中、令和 7 年度に森町二地域居住促進戦略策定事業業務委託におきまして、二地域居住促進における他地域就学者受入れ可能性調査というものを行いまして、その結果に基づきまして、森町への移住や二地域居住の促進を目的としまして、今まで既存であります区域外就学制度や体験入学を利用した子供が新しい生活環境において安心して学べるかを確認できるように二地域居住を支える新たな学びの形であるデュアルスクールの実装に向けた体制整備の仕組み及び構築を支援するものであります。

二つ目の御質問となりますが、予算説明書 70・71 ページ、2 款 2 項 3 目、移住促進費 0001 移住定住促進事業、12 節委託料のうち森町二地域居住先導的プロジェクト事業委託料につきましては、令和 8 年度に新たに取り組む事業でございまして、地域資源、人

材を生かしたローカルイノベーション育成事業として、これまでは関係人口創出は自然、農業、文化など地域資源、イベント、体験プログラムを前面に打ち出す手法が中心でありまして、この取組の課題としましては、他地域との差別化が難しいとか、記憶に残りにくい、また行きたいとか誰かにつなげたいということ等につながりにくいという課題がございまして、今回この事業で新たな発想として、地域に住む活動する人こそが最大の資源と捉えまして、人材を主体した、この人に会うと面白いとか、話を聞きたいなど、場所ではなく人に会いに行くという理由によって、地域で活動する人材を図鑑化、可視化しまして、その人に興味を持ってもらい、この人に会いたいから、森町を訪れるということに取り組んでいくものでございます。

三つ目の二地域居住コーディネーターの事業内容でございますけれども、近年、若者、子育て層を中心に二地域居住のニーズが高まっておりまして、地方への人の流れの創出拡大によって地方にも地域経済の活性化や担い手の確保にもつながる可能性を拡大しておりますが、実際、この実現にあたりましては、住まい、仕事、コミュニティなどのハードルがございまして、そこで二地域居住を集約しやすくするために、二地域居住希望者が仕事、居住、子供の教育、人間関係といった個別課題に対するきめ細かな相談、解決、支援を求めている現状を踏まえ、空き家、空き地バンクやの活用や就業サポートのお試し移住施設の利便性向上等の各事業を横断的に連携するとともに現場での体験や交流を基にした生きた情報発信をしまして、二地域居住に積極的に取り組むまちとしてのPRをするもので、改めて専門的なコーディネーターを配置するものでございます。

二地域居住の取組は、昨年度から定住推進課において、新たに取り組んでございますし、全国的にも積極的に取り組んでいる取組ではございます。確かに榊原議員おっしゃるように税收等とは基本的には住所地に納めるものでございます。今回の新たな取組

議 長
1 番議員

の目的としましては、最終的には移住定住をしていただくことが目的ではありますが、その前段階として、居住や二地域居住を体験いただきまして、森町の関係人口の創出と地域の活性化ということを今の段階では目的としてございます。以上です。

補足を説明させていただきます。

定住につなげる施策としましては、今回の二地域居住の取組であつたり、二地域居住コーディネーターの設置をしまして、移住定住といいますと仕事だったり、子育てだったり、教育関係だったりということで、一段階ハードルが高くなっておりますので、その前段階として、移住や定住に取り組むことを考えている世代に対しての二地域居住の取組ということで、進めてまいりたいと考えております。以上です。

(中根信一郎 君) 1 番、榊原雄太君。

(榊 原 雄 太 君) 御答弁ありがとうございます。

二地域居住のそれに対するサポートを強化するといったことによって、この費用対効果といったものがさらに期待されるといった取組についてよく理解できました。

質問の 2 点目です。

124・125 ページ、6 款 1 項 3 目、農業振興費、0001 農業振興事業費、下から三つ目、静岡茶海外戦略展開支援事業補助金、またその一つ下、改植等茶生産体制強化支援事業補助金、この二つについて伺います。

1 点目につきまして、2 点伺います。

1 点目につきましては、この二つの補助金の使い分けについて教えていただければと思います。説明の中で改植等の下の方につきましては、慣行栽培によるものと、上については海外戦略に基づく県の補助金といったところの説明がありましたが、より詳しく教えていただきたいと思います。

2 点目につきましては、静岡茶海外戦略展開支援といったところで、静岡県におきまして、静岡茶のブランディングといったも

のについて、大変大きな予算をつけて今展開をされているところ
でございます。その中で、静岡のお茶のブランディングにつきま
しては、各地域、例えば森であれば森の茶で、隣に行くと袋井茶、
掛川茶と各地域のブランディングがある、そのため、逆に静岡茶
のブランド化がすごく進んでないと、逆に鹿児島におきましては、
鹿児島茶といったものを1本で海外戦略を行っているといったと
ころがありまして、静岡茶を推進していくブランディングと、森
においては森の茶のブランディングのこの二つの問題があると思
います。海外戦略を考える場合において、静岡茶と森の茶の関係
を町はどのように整理をしているのかこの点について伺います。

議長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

榊原議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

榊原議員がおっしゃった内容とちょっと重複するかもしれませんが、まず静岡茶海外戦略展開支援事業補助金につきましては、国の補助事業でありまして、茶葉用作物等地域特産物体制強化促進のうち茶の改植支援の上乗せ支援として、茶商と連携して輸出、有機茶の栽培、てん茶生産に取り組む荒茶工場が拠点化計画を作成して、そこに参画する生産者等が有機茶やてん茶等の輸出需要に応じた品種への改植、新植、被覆資材、被覆栽培等への転換を支援するものでございまして、補助額に応じて県が2分の1、町が2分の1を補助するものでございます。それに伴ってその下の改植等生産体制強化支援事業補助金は先ほど言いましたように、あくまでも海外輸出に特化した静岡茶戦略海外戦略展開支援事業補助金とは異なりまして、町内には従来どおり深蒸し煎茶をはじめとした慣行栽培による生産者もおりますので、茶の産地、遠州森の茶のブランドを守るために町単独事業といたしまして、改植、新植、被覆栽培等への支援を行うものでございまして、補助額といたしましては静岡茶海外戦略展開支援事業補助金の町の補助金と同額を付けさせていただいているというところでござい

ます。

議員お話がありました森の茶のブランディング、それから静岡茶のブランディングということでございますけども、最初にお話いただいた時に、議員御指摘のとおり、森町につきましては遠州森の茶ということで今まで推進してきましたけれども、静岡茶というと、その地域のブランド化がなくなってしまうのではないかなというような議論もさせていただきました。ただ、先ほどにお話出ましたとおり、鹿児島ですと鹿児島茶ということで輸出、それから煎茶の荒茶についても鹿児島茶ということで出して行って、皆さんがなんとなく分かります。静岡県につきましては、森、袋井、磐田、それぞれ地域ブランドがあるわけですが、そうしますとなかなか海外に向けてだと県はちょっと、個々の単体の市町のブランドだけで海外に対して対抗していくには難しい話なので、静岡茶ということで、西部から東部まで併せて静岡茶としての輸出をしていきたいという話の中で、こちらについては静岡のブランディングの検討会の中で、今議論をしていただいている中でございます。今後、町としても森町の生産者が輸出に向けて茶栽培等をしていただく拠点化計画、今後もしろいろな茶工場から拠点化計画を作って海外のためにしていきたいというようなお話も聞いておりますので、そういった人については、こういった海外向けの静岡茶の海外戦略を利用させていただいて、そうでない人、今まで町で煎茶を作って、慣行栽培やられている人は何もないということでは、森の茶を守っていくことができませんので、そういった人に対して、一宮のパイロットでいきますと、もう40年ぐらいパイロットができてから経っておりますので、なかなか中刈り更新等してきても、木がだんだんもう弱ってきて良い葉が出てきてないというような生産者から借りている農家からも声を伺っていますので、そういった面で遠州森の茶を残していくには、そういったものを改植手当みたいな形の中で支援していきながら森町のお茶を守っていければなというところで、今回予算を計上させてい

ただいているところです。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

1 番議員

（ 榊 原 雄 太 君 ） 大変よく分かりました。ありがとうございました。

3 点目の質問をさせていただきます。

140・141 ページ、7 款 1 項 6 目、森町体験の里振興費、0001 森町体験の里振興費、こちらの上から三つ目の広告料 2,200 千円が計上されております。こちらにつきましては、マウンテンバイクの開設や指定管理変更によるリニューアルに関する広告宣伝費ということだと思いますが、その指定管理料が 44,000 千円別途計上されている中、このオープニングの広告料を別途ここに予算計上する理由とその必要性について伺います。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

産業課長

（ 栗 田 俊 助 君 ） 産業課長です。

140・141 ページ、中段の広告料 2,200 千円の関係でございます。こちら指定管理料を出しているのというお話も今ございましたけれども、今回、指定管理者が変更になるという部分とマウンテンバイクパークが今度から始まるということになりますので、そういった森町体験の里がリニューアルしますというような形の中で、広告宣伝として、オープンの日になるか、その前になるか分かりませんが、そういったときに一度その皆さんにリニューアルしますという、あくまでも町の施設でありますので、町の施設がこう変わってきますという意味合いの中で、広告宣伝費をつけさせていただいているという状況でございます。また、その後、夏頃にも一度同じような形の中で来客者を増やす取組として広告宣伝も考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） ここで休憩いたします。

（ 午後 3 時 1 5 分 ～ 午後 3 時 2 5 分 休憩 ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
質疑はありませんか。

2 番議員

2 番、小澤由彦君。

(小澤由彦君) 132・133 ページの 6 款 3 項 2 目、0004 里山環境整備事業、竹等粉砕機購入費についてお伺いいたします。

こちらの竹とか木材の粉砕機でございますけれども、200 万円というなかなか大きな金額でございます。このメーカーとその能力値といいますか、どれぐらいの口径のものがどれぐらいで粉砕できるのかというところと、この導入時期、どれぐらいを目安にしているかというところを教えていただきたいと思います。

議 長

(中根信一郎 君) 産業課長。

産業課長

(栗田俊助 君) 産業課長です。

小澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

132・133 ページです。一番上段の竹等粉砕機購入費でございますけれども、こちらにつきましては今議員のお話に出ましたように、木とか竹とかそういったものの粉砕機の購入でございます。メーカーにつきましては、共立の機械で今、考えてございます。12 センチまでのものは入れられますというところで考えております。こちらにつきましては、ガソリンでセル付きの機械を今予定しております。町内会への貸出等も考えておりますけれども、購入時期につきましては、今後予算が認められた後に早い段階で購入をしていきたいとは考えております。それから町内会等への貸出しをしていくわけですが、貸す前に機械の取扱いを役場で一緒に、このような使い方ですというような講習を受けた町内会に貸していくということで、今考えております。目に飛んできたり、いろいろやっていく中では危険な作業も伴うと思いますので、安全対策を含めてこのような使い方をお願いしますというようなことを講習してから、各団体に貸出しをしていきたいと考えております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

4 番、佐藤嘉彦君。

4 番議員

(佐藤嘉彦 君) 4 番、佐藤です。

それでは1回目の質問ということで、森町当初予算（案）概要のところで質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、概要の3ページ、予算案の概要及び特色というところで、上から3段目の最初が「歳出における主な増加原因は、」というところから始まっておりまして、最後の文章ですけれど「また、持続的な財政運営を目指すため、事業見直しや経常経費の削減を実施しました」というところでございます。これ、町長の所信表明でも御発言をされたと理解をしておりますけれども、どのような方針、あるいは基準の基で実施をされたか。主な取組項目、そして削減額とか、もし分かれば教えていただきたいと思います。それが1点目です。

2点目につきましては同じく概要の10ページです。基金の一覧表が載っておりまして、その一番上に財政調整基金ということで、令和7年度末の残高見込み、そして令和8年度末の残高見込みということで記載がされております。もちろんこれあくまでも予算ということで、決算がこのままこうなるというものではないということは承知をしておるところでございますけれども、昨年9月の一般質問で、不測の事態に備えて確保しておきたい基金は10億円程度と御答弁をされておりますので、今後、どう残高の回復を図っていく方針か、その取組についてお伺いをしたいと思います。以上です。

議長
財政課長

（ 中根信一郎 君 ） 財政課長。

（ 鈴木俊久 君 ） 財政課長です。

佐藤嘉彦議員の御質問にお答えをいたします。

最初の御質問であります当初予算における事業見直しや経常経費の削減についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず前段としまして、令和7年度に行政経営の考え方及び優先取組事項という形で、町長から全職員宛に通達を出させていただいております。この中では令和7年、令和8年を主な取組の期間として令和9年にはある程度の実績を出していきたいということ

でございます。その中には森町の資源を有効的、戦略的に活用していくということで、森町に住む人、住民や職員が幸せであり続けられることを最終目的にしているということでございます。この方針に基づきまして、当初予算の編成等も行ってきているわけでございますが、そういう中で令和8年度につきましては、取組の途中であるということで、具体的な効果等は令和9年度に向けて生み出していこうということでございますので、今回の取組の中で、非常に大きく数字が出ているかといいますと、それについてはまだ途中であるので出ていないということで、御理解をいただきたいと思います。その中でも事業見直し等を行ってきたものがございますので、削減の関係で項目ごと御説明をさせていただきたいと思います。

まず、事業の見直しとしましては、これは当然事業計画やそれぞれの取組によって削減ができたりするわけでございますが、令和8年度につきましては、地籍調査のかかる経費を若干落とさせていただいている。それから工業団地の基盤強化事業につきましても、太田川^ほ圃場南4号線の事業についてもかなり事業費を落とさせていただいている。また町営住宅の関係の地域住宅計画事業につきましても、予算額を削減させていただいている。また、GIGAスクール構想の推進事業、それから学校ICTの推進事業についても見直しをさせていただく中で、削減をさせていただいております。それから標準化・共通化システムは、これは移行に伴ってということでございますが、これは事業がある程度終息する方向であるということで、削減をさせていただいているような内容が事業の予算としての削減になっております。それからちょっと細かい点まで申し上げさせていただきたいと思いますが、まず図書館につきましては指定管理を出していくということで、運営を外に出すことでそこにかかる人的な資源をほかの部署に回すようなことが可能かなと思っております。それから福祉課で取り組んでいます手話奉仕員の養成講座というのがございますが、

これは町単独で実施していましたが、令和8年度からは袋井市との合同開催にすることで、経費の削減、職員の時間外の削減。それから講習については、今まで2か年にわたる講習だったのですが、1か年で全てのメニューを終了できるような形に見直しをさせていただいているというのがございます。それから庁舎のトイレにサニタイザーというものが置いてありますが、こういったものをやめていこうということで削減をさせていただいたり、あとは産業課林政係で行っていましたがカモシカ等被害実態調査、生息密度調査についても見直しをさせていただいて、事業を廃止させていただいております。それから、はり・きゅう・マッサージ治療費の助成事業についても、廃止をさせていただいております。それから配食サービスの利用助成も事業を見直して一般会計からの支出を止めさせていただいております。それから、ひとり親家庭就学支援事業というのがございますが、これもほかの事業でカバーできるものですから、止めさせていただいているというのがございます。それから、中学校の卒業記念品で印鑑をお渡しさせていただいていましたが、これも時代にそぐわなくなっているのではないかとということで、止めさせていただいております。それから小学校、中学校等の要保護、準要保護世帯に対してモバイルルーターの貸出し等を行っていたのですが、これについても必要はあるのですが、全て町で持っているというよりは経費がかかるものですから、通信費の扶助という形で見直しをさせていただいたりというようなことがございます。そういった事業の取組でございます。

それから補助金の見直し等もさせていただいております。補助金でいいますと、林業部門の関係の補助金の見直しを今回大きくさせていただいております。森林組合の合併に伴って掛川市との協調、歩調を合わせていくということで、林業労務対策補助金、林業振興事業費補助金、間伐材搬出補助金、それから林業後継者養成の補助金等を廃止させていただいております。それから、福

社課の関係で地域福祉事業の補助金についても廃止をさせていただいております。それから消防団の幹部役員の研修の補助金がございますが、こちらと幼小中一貫教育研究会の補助金等はちょっと減額をさせていただいているというのがあります。これは事業に対する補助でございます。そのほか団体に対する補助につきましては、保健委員会の補助金、環境衛生自治推進協議会の補助金、森町体育協会の補助金、それから市町村駅伝実行委員会の補助金を見直しさせていただいているということでございます。補助金は今のものを見まして、全体予算全体で対前年度 2,000 万円の削減をさせていただいております。

それから経常経費の部分でございますけれども、職員の時間外手当の部分でございますが、これが約 600 万円の削減をさせていただいております。それから近年ウェブ等の会議が中心となっているということと、静岡等ですと車での出張が多いということで、職員の普通旅費につきましては 60 万円弱ぐらいを削減させていただいております。それから需用費の中では燃料費が 130 万円、修繕費が 2,300 万円、消耗品等が 1,000 万円を削減させていただいております。それから役務費の通信運搬費の関係でございますが、こちらについても 600 万円強を削減させていただいているというのが、今回令和 8 年度に取り組んだ事業の見直し、それから経常経費の削減への取組という形でございます。

それから 2 点目でございます。令和 8 年度当初予算（案）概要の 11 ページにありますように、令和 8 年度に 4 億 5,000 万円の取崩しを見込みますと、令和 8 年の残高は 7 億 5,000 万円を下回ることとなります。しかしながら、先に発生した災害等への対応等も考慮しますと、財政を預かる者としては、昨年も答弁をさせていただいたとおり、10 億円程度は確保しておきたいと考えておりますので、歳入の状況や事業の実行上の歳出削減に取り組む中で、取崩額を極力抑えるということとともに、決算の状況を見まして、積立てを行うなど確保対策を図っていききたいと考えてい

議長
4 番議員

るということでございます。以上です。

（ 中根信一郎 君 ） 4 番、佐藤嘉彦君。

（ 佐藤嘉彦 君 ） 4 番、佐藤です。

ただいまの質問につきましては了解です。

それでは2回目の質問ということで、今度は事項別明細書でお尋ねをさせていただきたいと思います。

歳入ですが、地方交付税の関係です。事項別明細 15 ページになると思いますけれども、普通地方交付税ということで、今回、対前年度で 190,000 千円増という計上をしているというところでございます。今回の普通交付税の算定につきましては、当初予算の段階から臨時財政対策債の償還基金費が措置されていると思っておりますけれども、片や減債基金を見ますと、利子で受けまして、その分をそのまま減債基金の積立てをするという予算立てになっていると思いますけれども、今回のこの当初から措置されている臨時財政対策債償還費分、これについてのその減債基金の積立てについての考え方を教えていただきたいと思います。それが1点目です。

それから2点目は53 ページになりますけれども、2 款 1 項 1 目の多文化共生事業の関係ですけれども、これは新規に項目立てということで日本語教育であるとか、通訳機の購入であるとか、森小学校の外国人を対象にした指導、言語教育であるとか、様々な予算が計上されていると伺っておりますけれども、例えば町内会に対する支援は考えられているでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

それから 107 ページです。3 款 2 項 4 目、児童福祉施設費の中で委託料がありますけれども、新規に、ときわこども園子育て支援拠点事業委託料ということでございます。交流とか相談とかそういった場を確保することで子育て支援の活動、子育て活動の充実を図っていくということであると理解をしておりますけれども、一方ではその一つ上の森町地域子育て支援センター事業委託料

議 長
財政課長

と、これは社協へ委託している事業だと思いますが、これにつきましても、いわゆるその交流とか相談の場の確保ということで、取組内容がこの子育て支援センターと子育て支援拠点、大変似ているなと感じるのですけれども、つまりそのどちらも支援機能として子育ての活動についての役割を果たす。この両者のすみ分けについての考え方を少し教えていただければなと思います。以上です。

(中根信一郎 君) 財政課長。

(鈴木俊久 君) 財政課長です。

佐藤嘉彦議員の2問目の御質問にお答えをさせていただきます。

事項別明細書の14・15ページ、11款1項1目の普通交付税の関係でございます。前年度に対して普通交付税で1億7,000万円、特別交付税で2,000万円の増額をしているということで、その中の財政調整基金費についての御質問ということでございます。

議員御案内のとおり、令和8年度の交付税の算入の中には臨時財政対策債償還基金費ということで、令和7年度まで再算定の中で見込まれていたものが令和8年度については当初より入れていくという方針が示されているということでございます。これにつきましては、令和7年12月26日に総務省から出されました令和8年度地方財政対策の概要にて、地方財政の健全化の項目に臨時財政対策債償還基金費ということで、仮称の創設として出されております。8,376億円が皆増として計上されているということでございます。これについては当方も承知はしております。しかしながら、予算編成の段階では、この算出方法までが示されておりましたので、当町における基準財政需要額にどの程度見込むことができるのか判断ができない状況でありましたので、当初予算の普通交付税には具体的に見込んでおりません。今回創設された当制度につきましては、臨時財政対策債を償還するため、令和8年度に限り基金に積立てに要する経費を算定することとして

いるということで、令和8年1月23日に開催されました全国課長会議の資料より詳細が示されたので申し上げますと、臨時財政対策債償還基金費（仮称）では、理論償還に基づく臨時財政対策債の令和8年度末における元金残高相当分のうち平成19年度から平成22年度発行分の一部を措置するということになっております。なお、当該基金の対象となる臨時財政対策債にかかる元利償還金は、令和9年度以降の臨時財政対策債償還費、交付税の算入に入るわけですが、ここに算入されないということになるということでございます。いわゆる令和9年度以降の臨時財政対策債の償還に係る経費の一部を前倒しで交付を受けるので、その部分については、基金に積み立てる等の対策をすることになるということでございます。令和8年度につきましては、臨時財政対策債償還基金費（仮称）でとりまして、実際の算定が確定した以降に然るべき対応をとってまいりたいと考えております。以上です。

議 長
総務課長

（ 中根信一郎 君 ） 総務課長。

（ 平田章浩 君 ） 総務課長です。

佐藤嘉彦議員の2点目の御質問にお答えをさせていただきます。

説明書52・53ページ、2款1項1目、0004多文化共生事業における町内会支援についてでございます。

町内会での問題、課題につきましては、町内会のルールについて説明ができないであるとか、ゴミ出しの仕方が分からない外国人に説明ができない、あと話合いの場で言葉が通じないといった問題、課題について聞いているところでございまして、今回の予算におきましては直接的に町内会支援としまして、諸備品購入の翻訳機2台を購入するということでございますけども、2台ありますので1台は行政の窓口で使いますし、もう1台につきましては町内会に貸出しをして使っていくというようなことで考えております。ただ具体的な運用については、まだ決定をしておりませんが、そういった形で考えております。また、児童の日本語

教室につきましても、そこで日本語を覚えていくということでもありますので、そちらも間接的には町内会の支援になるのかなと思っておりますし、また別に他文化交流サロンというものを月1回設置しまして、外国人に興味のある人であるとか、日本語が話せない外国人であるとか、日本人、外国人問わずに参加できるような交流サロンを、初年度でありますので月1回設置をしていきたいとも考えております。以上でございます。

議長

(中根信一郎 君) 健康こども課長。

健康こども

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課長

佐藤嘉彦議員の三つ目の御質問にお答えいたします。

106・107 ページ、3 款 2 項 4 目の上の段の委託料（その他）ときわこども園子育て支援拠点事業委託料とその上の森町地域子育て支援センター事業委託料についてです。この両者の委託についての事業内容のすみ分けということでございます。

上の地域子育て支援センター事業委託料につきましては、社会福祉協議会に委託をさせていただいておりますけども、もう既に長年の実績がございます。今回新たに、ときわこども園子育て支援拠点の委託料を計上させていただいておりますが、認定こども園に移行されまして、必須事業ではございませんけども、必要に応じて子育て支援センター機能を持つということで謳われておりますので、この事業を行うということで、ときわこども園から打診がありましたので、委託料を掲載をさせていただいております。

両者のすみ分けにつきましては、内容的には本当に似ておりますが、子育て支援センターの事業として、平日の昼間に支援センター事業を行っているものが多くございます。なかなか土日の部分というのは人数的に薄くなってしまうので、子育てセミナーですとか子育ての相談会というのが思うようにできない部分もあります。今回ときわこども園につきましては、この委託料の中で育児参加促進講習休日実施加算というのをつけてございます。ですので、土曜日、日曜日の休日に、いろいろな子育てセミナー

等を開催して、子育て支援を図っていくというようなことを行っていたかどうかということで、すみ分けを考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はございませんか。

12 番、西田彰君。

12 番議員

（ 西 田 彰 君 ）1 点は歳入で、38・39 ページ、下段の教育費雑入、幼稚園、中学、教員もそうですが、これは負担です。材料費です。小学校は国の政策で無償になりました。今まで、学校給食を無償にしたかどうかという質問もしたりしてきましたが、今回、国がやるということで、小学生だけが無償、幼稚園、中学はまだ負担しなければならない。おそらく、国も無償するようになってくるのではないかなと思っていますが、今まで森町、行政では、受益者負担ということで、食べるものは負担してもらおうと一般質問をした時も言われました。その考え方は今でもお持ちなのでしょうか。このように小学校が無償になったことを見ますと、どうでしょうか。まずそれをまず質問します。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）学校教育課長。

学校教育

（ 塩澤由記弥 君 ）学校教育課長です。

課 長

ただいまの西田議員の御質問でございます。学校給食の給食費の負担についての町の考え方についてはどうかというような御質問でございます。

御案内のとおり、今まで御質問を何回かいただいておりまして、町の考え方として、食材費については受益者負担であるということに変わりはありません。ただ、やはり国の動きとして、このような物価高騰の中での対応、国民への負担軽減策として学校給食の抜本的な負担軽減が一つの経済対策として取り上げられる中で、まだ固まった制度とはなっていないような、小学生だけの対象ですし、今後の動きというのはちょっと見通せないわけですが、そのような国の動きを受けて、町としても制度を利用して積極的に保護者への支援を行っていきたいということで今回取組を考えておりますので、基本的な考え方、例えば中学校の児童

の給食であるとか、幼稚園もそうですけれども、教諭、児童・生徒以外への負担を求めていくとか、その他の考え方については、今までと変更はありません。以上です。

議 長
12 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 12 番、西田彰君。
（ 西 田 彰 君 ） ということは、国がやらなければやらないということですね。町として独自ではやらないと。

議 長
学校教育
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 学校教育課長。
（ 塩澤由記弥 君 ） 学校教育課長です。
ただいまの西田議員の御質問でございます。町の考え方についてでございます。

今回の国の制度である抜本的な負担軽減というのは、小学生の月の給食費はですけれども、月 5,200 円掛ける 11 か月という上限が示されております。森町の単価を鑑みますと、数百円ですけれどもそれ以上の負担を求めるような単価設定になっておりますので、0 円にするために、町ではそのはみ出た部分といいますか、余剰の部分を補助するとか、今回給食単価の見直しに際しまして、増額させていた部分がありますけれども、いきなり全額を負担すると、やはり保護者への負担が大きくなるということで、増額分の半分を町が補助、負担するというような、町としてもその軽減策というような計画をしておりますので、国のそのような取組とあわせて、町でもできる範囲での支援をしていきたいと考えております。ただ、原則的にはやはり受益者負担という考え方はあるというようなことは申し添えておきます。以上です。

議 長
12 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 12 番、西田彰君。
（ 西 田 彰 君 ） それでは歳出の 56・57 ページ、2 款 1 項 5 目、財政課、0001 委託料、町の施設を借用したりする場合に、施設の予約システムを導入して、それを構築委託料ということで、今回、システム使用料ということで予算に載っています。このシステム導入構築の対象施設には体育館も入るのでしょうか。体育館の使用には 4 日前に予約が必要と管理規約に決まっているよう

です。このシステムが導入されれば、当日空いていれば、いつでも使えるのかどうか、それとも同じように4日前に申込みをしなければ使えないのか、どうでしょうか。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 財政課長。

財政課長

（ 鈴木俊久 君 ） 財政課長です。

西田議員の御質問にお答えをします。

56・57 ページ、2 款 1 項 5 目、財産管理費、説明欄 0001 の中の委託料、施設予約システム導入構築委託料ということで、体育館にも使えるかという御質問でございますので、使えるようになるということでございますが、もう少し具体的に対象施設等についてお話をさせていただきたいと思います。現在、導入に向けて検討しているものにつきましては、森町町民生活センター、総合体育館、町営グラウンド、文化会館、各小中学校のグラウンドと体育館、これについて今検討をさせていただいて、導入に向けた準備をさせていただきたいと考えております。当然、システムをして導入していきますと、各施設の規約等がずれていたりですとか、申請の用紙等も当然違うものがあつたりとかするものですから、今回のこのシステム導入に向けてそこを調整するということでございますので、当然規約等も見直しをしながら、利用者にとって利便性の高い取扱いができるように導入をしていきたいと考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 答弁漏れがありましたでしょうか。

4 日前でないと使えないかどうか。

財政課長。

財政課長

（ 鈴木俊久 君 ） 財政課長です。

4 日までというのは、規約に書いてございますので、そういったところも全て見直しをしていくものですから、例えばシステム上どうしても当日は難しいということであれば、前日までという形になると思うのですが、そこは再度調整をしながら現規約に縛られることなく利用者の利便性良く使えるようにして考えて

議 長

いきたいと考えております。以上です。

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

10 番、加藤久幸君。

10 番議員

(加藤久幸 君) では今のところ、56・57 ページ、2 款 1 項 5 項目、0001 財産管理費の中の委託料、施設予約システム導入構築委託料、これはオンラインでの予約システム、それから今財政課長からお話がありましたように、町民センター、森アリーナ、町営グラウンド、文化会館、各小中のグラウンド及び体育館ということかと思います。4 日前というお話でしたけど、私の認識だと 5 日前と聞いているのですが、その確認と、あとこれおそらく条例で決まっていることだと思うのです。今の状況を見ると、例えば 3 日前であっても空いているのに使えないと、そういう規則だから使えないと、そういう利便性が非常に悪い状況になっています。スポーツ少年団及び体協競技部は 3 か月前から予約が可能、それから普通の競技団体であると 2 か月前からの予約となっています。この辺の利便性が良くなるようになるのか、今一度確認のためにお願いをしたいと思います。

それと 92・93 ページ、3 款 1 項 1 目、東園学園組合分担金、これは事業拡大に伴っての人件費等の増加の要因かと思いますが、この詳細について伺いをしたいと思います。

それと、110・111 ページ、4 款 1 項 2 目の上段の妊婦等に対する交通費等助成金、これは遠方の施設への支援ということで伺っていますが、この遠方とはどの辺までを指すのか、それから周知方法、この辺を伺いたいと思います。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 社会教育課長。

社会教育

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

課 長

加藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、何日前までに体育館の予約ができるかというところにつきましては、「社会体育施設の管理及び運営に関する規則」の中で、「使用日の属する月の 2 月前から使用日の 5 日前までに教育委員

会に提出しなければならない。」というような規定がありますので、それに基づいて運用しております。体育協会とかスポーツ少年団とか、一般より少し早く予約ができるということにつきましては、町外のスポーツ施設も結構いっぱい、森町のアリーナが少し人気ですので、同じにしますと、町外の人優先して使ってしまうと、お休みをとって当日の朝並んだら町外の人優先して取れてしまうという仕組みもありましたので、町内の団体、体育協会とかそういったところは少し優先的に取れるような運用をさせていただいております。以上です。

議長
財政課長

（ 中根信一郎 君 ） 財政課長。

（ 鈴木俊久 君 ） 財政課長です。

各施設によって、やはり規約の取り決めがあるということでございますので、これも含めて見直しをさせていただきながら、今回のオンラインでの予約システムの導入に向けて見直しをさせていいたく中で利便性の高いようなものに変えていきたい、構築していきたい、このように考えております。以上です。

議長
福祉課長

（ 中根信一郎 君 ） 福祉課長。

（ 中 村 貢 君 ） 福祉課長です。

加藤議員の御質問の中の 92・93 ページの負担金、東遠学園組合分担金について説明をさせていただきたいと思います。

東遠学園については、掛川市、菊川市、御前崎市、森町の一部事務組合で運営している施設となっております。こちらの施設の分担金ですけれども、昨年度に比べてだいぶ増えているという状況で、議員御指摘のとおり、人件費の増ということで、人事院勧告の対応による増の分ということと、令和 8 年度から毎日通園で預かり事業の実施をするということになっておりますので、その分の人件費が増額となっております。それから、給食業務の関係で委託料の見直しを令和 8 年度から行うということで、そちらの事業ですけれども、物価高騰等の影響もありまして、かなり委託料が増えてくるということで、東遠学園分担金がだいぶ増えている

議 長
健康こども
課 長

ような状況となっております。以上です。

（ 中根信一郎 君 ）健康こども課長。

（ 朝比奈礼子 君 ）健康こども課長です。

加藤議員の御質問にお答えいたします。

110・111 ページの 4 款 1 項 2 目の補助金・交付金の中の一番上の妊婦等に対する交通費等助成金についてでございます。

これにつきましては、妊婦等に対するということで、妊婦、それから産婦も含めての交通費助成ということで、計上させていただいております。国で決められておりますのが、自分のその住所地、居住地から最寄りの産科医療機関、もしくは状況に応じて周産期母子医療センターの必要性がある場合も含まれておりますけども、そこまでの時間が大体 60 分以上かかるというところで、遠方と規定をされております。ですので、60 分以上というと大体 30 キロぐらいと見込んでおりまして、居住地からその最寄りの産科医療機関までが 30 キロ以上ある場合に、助成金をお支払いするという形になります。

それから周知方法につきましては、妊婦検診等も対象となっておりますので、母子健康手帳の最初の初回の交付の時に、チラシを作りまして、最初に説明をさせていただきたいと思っております。以上です。

議 長
10 番議員

（ 中根信一郎 君 ）10 番、加藤久幸君。

（ 加 藤 久 幸 君 ）健康こども課と福祉課については了解をいたしました。

確認ですけども、町民センター、森アリーナ、町営グラウンド、文化会館、町内の小中グラウンド、体育館ということで各施設規約が違ふと。それを全て統一して、今よりも利便性が良くなるように、利用率も向上するようにすると、こういうことでよろしいですか。

議 長
財政課長

（ 中根信一郎 君 ）財政課長。

（ 鈴 木 俊 久 君 ）議員おっしゃるとおり、できるだけ統一

はしていきたいと考えておりますが、今、担当で詰めている段階でございます。全てを同じ規約でというのは難しいかなと思いますので、そこは可能な限りという形で御答弁をさせていただければなと思っております。

ただ施設によってはやはり利用率を向上するために、いろいろな取組が必要だと思いますので、可能な限り利便性の高いものにはしていきたいと考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員

（ 川岸和花子 君 ）川岸です。

140・141 ページです。今まで質問等を伺っておりまして、町で事業の見直し等をしていただいて、削減するところは削減する、そして力を入れるところは力を入れるという、目指していくところが見えてまいりましたので、力を入れていくところの森町体験の里振興費の森町体験の里施設改修工事 110,000 千円について改めて伺います。

先ほどの質問の中で、アクティ森に 6,000 万円、コテージに 4,000 万円ということで改修の予算を充てているということで、県の支出金が 25,000 千円、地域活性事業債が 76,500 千円、その他ということで 850 万円をふるさと応援基金からかと思いますが、今まで、株式会社アクティ森が指定管理してきたスタッフの頑張りを思うと、この指定管理者が変わるところで良くなっていかねばいけないと思っています。特にトイレとか、トイレの印象はそういう施設には非常に大切だと思いますので、印象が大切だと思いますので、ぜひとも改修はしていただきたいと思いますが、C S A t r a v e l さんとアクティ森とコテージアクティについて、こういうところを改善していくとか、詳しい内容について話し合われて、見直し等ができているのでしょうか。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）産業課長。

産業課長

（ 栗田俊助 君 ）産業課長です。

川岸議員の御質問にお答えします。

先ほど答弁の中でアクティ森については約 6,000 万円、コテージにつきましては約 4,000 万円ということでお話をさせていただきました。その中身についてはどういったところを直していくかというところまで、今、話は出ておりますけれども、具体的に町とCSA travelの間でここをやってくというようなところまでまだ調整はついていませんので、今後も検討して、どこをどうというところで、詰めていきたいと考えております。以上です。

議 長
8 番議員

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 私も今週コテージを利用させていただきますので、やはり皆が泊まりたいと思うような施設になっていただいたら良いなと思います。またCSA travelさんが例えば、この部分は自分たちが出してやりますとか、CSA不動産からの金銭的な、ここは自分たちでやりますとかいう話もないかどうかということをお伺いします。

次に 148・149 ページ、建設課のところですが、8 款 3 項の河川維持改修費のところでは、0002 町単独河川改修事業のところですが、測量設計業務委託料、この中の第 2 小箇側の流入水路浸水対策調査を今年度していただいたと思いますが、今度は設計業務委託料ということで 2,000 万円の予算を付けていただいております。今、雨が降らない時期でありますけど、また雨が降る時期になってくれば非常に心配なことがありますので、具体的にどのような設計のポイントになっていったかということと、またその次の行の水系別流入水量浸水対策基本計画作成業務委託料は、準用河川睦実川の基本計画作成業務委託料ということで、参考資料を見させていただくと、2 か所の矢印になっておりますので、その詳しい内容をよろしくお願いします。

議 長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

川岸議員の再度の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

C S A t r a v e l さんが個人的に金銭的なところで何かするようなことは聞いているかというところですが、今のところ、そういったことはC S A t r a v e l からは伺ってはおりません。また、あくまでも町の施設でございますので、町の建物等につきましては、町で整備をしていきたいというところで考えております。以上です。

議　　長
建設課長

（ 中根信一郎 君 ） 建設課長。

（ 緩 鹿 英 文 君 ） 建設課長です。

川岸議員の二つ目の御質問にお答えします。

まず町単独河川改修事業の関係で、第2小藪川水系浸水対策箇所の詳細設計業務委託ということで要求させていただいております。これにつきましては、議員のおっしゃるとおり、令和7年度に基本計画を策定しておりまして、その中で第2小藪川水系、街中メインですけど、その中で一番被害想定が大きいところということで3か所想定をしております。まず一つは、大門第3公園、正光建設の東側付近になりますけど、その第3公園付近で穴田下水路がありますけど、そのところの排水が近年の大雨で冠水する、浸水するというところで、そういうところ。そこにつきましては、まずこの基本計画の中で短期にできる対策、中期的に対策できる事業、それと長期的な対策ということに分けまして、対策を今検討していると。まず、短期的には、直近に流れている道路側溝の改良等をするので対策をしていくということが考えられます。中期的にということで考えますと、もう少し広い範囲で排水を一時的に近くで溜めるところがあったり、河川の段面を改修したり、そういった側溝の断面、さらに高低差を多少大きくしながら改修していく方法が考えられると。あとは同時に、付近にあります例えば農地で今田んぼを耕作しているところもありますけど、休耕の部分もあるということで、そういうところを活用で

きるかどうかどうか、そういった検討も考えられます。長期的には、これも場所を選定してということになりますけど、雨水の貯留施設等の調整池的なものも検討の一つに入ってくるのかなというところで、その辺の詳細設計をしていくということになります。箇所としましては先ほど言いました穴田下水路第3公園付近と役場の前から遠江総合高校出たところ、その前の道路のところが冠水するということになりますので、その箇所。それと役場のこの裏の大門町内地区のところでも、冠水が見られるということで、その主に3か所の対策を検討する業務委託になってまいります。

続いて委託料の睦実川水系の流入水路浸水対策の基本計画策定業務ということで10,000千円要求させていただいています。これについても、この第2小簀川側と同様に、まずは睦実川水系で言いますと、議員おっしゃるとおり地図でいうと2か所、矢印が入っているところがあったかと思います。一つは福田地、袋井春野線の少し東側に入ったところ、そのところで道路等が冠水するということで個人の民家にも水が流れ込んでしまうということで、土のう等で対策を今している部分があるというところで、そういったところの対策。それと同時にもう1か所につきましては、天竜浜名湖鉄道の戸綿駅のちょっと東側、山本自動車さんの前付近にカードがありまして、そのところも、近年の大雨の中で冠水をしているという実態がありますので、主にはその2か所の対策を含めて、これにつきましては、睦実川水系ということで、森川橋のところで用水として取水をして、用水が流れてきて、そういったところの対策ということもあわせて、被害が出ているところをもう一度確認しながら、こういった対策が考えられるかというところの基本計画をまずは策定していくという業務で計画をしております。以上です。

議 長
8 番議員

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 了解です。

あと、建設課の公園維持管理ということで、リノベーション推進計画で周智高校跡地についてのリノベーション計画の予算が付いてないところは、先ほどの補正にありました旧児童館跡地等整備実施計画業務委託料が減額されて、令和8年度に再計上されるというようなお話がありましたが、そのように同じようなタイミングで計画されていくのか、ちょっとスケジュール的なものがあれば、お願いします。

議 長
政策企画
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 政策企画課長。

（ 鈴木 勇 登 君 ） 政策企画課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えをいたします。

公園に関するリノベーションの経費について、計上がないかということでございます。現在、公園に関する費用につきましては、地域未来交付金という国の交付金がございます、そちらに申請を出している段階でございます。これが3月下旬から、または国の予算成立後に内示があるということでございます。こちらの内示を受けてから、実際にどのぐらいの経費でやっていくかというようなことをまた補正予算でお諮りしていきたいということで考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

9 番、岡戸章夫君。

9 番議員

（ 岡 戸 章 夫 君 ） 9 番、岡戸です。

二つお伺いします。

まず、59 ページ、2 款 1 項 5 目、財政課所管のところで、0003 の旧学校施設管理経費ということです。これについては、旧三倉小学校、旧天方小学校の維持管理に係る経費かと思います。項目で光熱水費とかいろいろ書かれておりますけれども、もし今お手元で、旧三倉小学校でいくらかかっているか、それから旧天方小学校でいくらかかっているかというのが分かれば教えていただきたいです。それに付随して、現在この二つの学校について、どちらかの事業者さんから引き合いとか相談とかがあるのか、現状を

議 長
財政課長

教えていただきたいのと、あともう一つは、利活用していただける事業者さん向けに何かアプローチをしていることがあれば教えていただきたいと思います。

次に 113 ページです。4 款 1 項 2 目の 0005 予防接種事業費で、中段ぐらいに R S ウイルスワクチン定期予防接種委託料がございます。これについて自分も調べてみましたが、どのようなもので、また町としてどのような運用を図っていくのかを御説明をお願いします。

(中根信一郎 君) 財政課長。

(鈴木俊久 君) 財政課長です。

岡戸議員の御質問にお答えします。

旧学校跡地の管理の中でそれぞれ三倉小、天方小どれぐらい費用がかかっているかということでございます。

まず光熱水費につきましては天方小学校で電気料が 40 万円、水道料が 39 万円。続いて三倉小学校で電気料が 70 万円、水道料が 1 万 8,000 円。修繕費はちょっと飛ばさせていただきまして、次の手数料のところですけども、いろいろ分れておりまして、管理に係る樹木等の清掃等が天方小で 42 万円、三倉小で 20 万 8,000 円。それから浄化槽でございすけども、天方小が 23 万 6,000 円、三倉小が 41 万 2,000 円。火災保険等がございまして、建物共済等のものですが、これにつきましては、泉陽中学校も入っております。天方小が 7 万 6,000 円、三倉小が 9 万 2,000 円、ほかに泉陽中の火災保険の分も含まれております。それからセキュリティの関係ですけども、防犯・防火のセキュリティでございす。これが天方小が 23 万円、三倉小が同じく 23 万円。電気工作物の保安の関係でございすけども、こちらが天方小が 20 万 9,000 円でございす。し尿処理の浄化槽の管理等でございすけども、天方小が 3 万 4,000 円、それから三倉小が 4 万 2,000 円ということになっています。次の簡易受水道受水槽の清掃でございすけども、三倉小でございまして 9 万 4,000 円。それから次に体育器具施設

等の遊具等の点検ということでございます。これにつきましては天方小学校になりますが、3万9,000円。消防設備の点検でございます、こちら天方小で9万2,000円、三倉小で12万5,000円。以上のような内容になっています。

議 長
財政課長

(中根信一郎 君) 財政課長。

(鈴木俊久 君) すみません、答弁漏れがございました。

現在の各施設等についての問合せ等ということでございますが、問合せについては、何点かございますが、具体的な利用をしたいという申込みまでは、現状至っていないということでございます。これにつきましては、天方小についても、三倉小についても同様でございます。なお、過去に強い利用希望があったところにも再度アプローチをかけておりますが、時間も経っているせいか、利用については考えていないという返答もいただいているということでございますし、また利用計画を出していただきたいとお願いしたところもありますが、その後動きがなくて、現状では相手方の動向を待っているというのが現時点の学校施設についてのアプローチの対応になっております。

今後につきましても、いろいろな場所で利用についてのPRはしていきたいと考えておりますし、また問合せがあればその都度丁寧に、場所の見学等もしていただきながら、有効な活用手段、業者さんが手を挙げていただけるのを待っているということでございます。以上です。

議 長
健康こども
課 長

(中根信一郎 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

岡戸議員の御質問にお答えいたします。

112・113 ページの4款1項2目、0005 予防接種事業費の下の方の委託料と負担金でそれぞれ計上してございますが、RSウイルスワクチン定期予防接種委託料と負担金です。

RSウイルスにつきましては、小児とか高齢者に呼吸器症状を引き起こすウイルスであって、子供の場合ですと2歳までにほぼ

全ての乳幼児がこのウイルスに少なくとも一度は感染すると言われております。感染した場合に、風邪症状が主な症状ですが、感染した乳幼児の7割は軽症となりますが、3割は咳が悪化して重症化することがあるということから、このRSウイルスワクチンが今回A類の予防接種になって、定期予防接種化されたものでございます。普通、ワクチンはその本人に打ちまして、免疫を子供とか大人が獲得するという形ですが、今回のこのRSウイルスのワクチンにつきましては、母子免疫ワクチンということで、妊娠28週から36週までの妊婦さんを対象にワクチンを打つような形になります。その打った妊婦さんが母子免疫ワクチンを接種するという事で、母体で作られた抗体がその小児に移行するという形のものになります。どのような運用でということでございますけども、4月1日から対象となってきますので、3月中に準備をする必要がございます。まずはどこで打っているかということになりますので、打てるところの医療機関との契約となりますし、今までも定期予防接種につきましては、磐城医師会と契約を結びまして、その中でこのRSウイルスワクチンを打てますかということの確認をさせていただいて、打てる医療機関を確認しております。それとプラスして県の乗り入れ制度というのがございまして、県が一括契約することで、町が契約をしてないところについても、乗り入れで契約していただくので、町の契約外のところについても接種ができるような体制を整えるようになっております。対象の妊婦さんにつきましては、個別に予防接種の予診表を送付いたしまして、接種の勧奨を行っていきたいと考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、森町議会会議規則第9条第1項の規定によって、午後5時までとなっておりますが、議事の都合によって延長したいと思います。

御異議ありませんか。

議長

(「異議なし」と言う者多数)

(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決定をいたしました。

ここでしばらく休憩をいたします。

(午後 4時40分 ～ 午後 4時50分 休憩)

議長

(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑はありませんか。

9番、岡戸章夫君。

9番議員

(岡戸章夫君) 再質問させていただきます。

最初に旧学校施設の管理のところで、旧三倉小学校、旧天方小学校、それぞれざっくり 200 万円ぐらいずつは、使っていても使っていないにもかかわらずということが分かりました。そういうことであれば、事業者からも今のところ動きがないというところであれば、一つの考え方として、地域、例えば三倉地区、天方地区の人がもし学校を使ってみたい、使わせていただきたいというような意欲があって声が上がれば、今城下で始まったようなビークルみたいなものを立ち上げて、指定管理という形になるのかはあれですけれども、そういう声が上がれば、そういった活用もあるのかなと思うのですけれども、そこら辺のお考えを聞かせてください。

それとRSウイルスワクチンについては、森町での感染の状況というようなデータがもしあれば教えていただきたいのが一つと、定期という文言が入っておりますので、これは高齢者に向けた定期的な摂取を示唆しているのかなと思うのですけれども、その確認。それともう一つは、やはりワクチンということで、やはりなかなかこのデリケートな部分があるかと思いますので、そういった接種を希望される人に丁寧な、正確な情報を提供が必要かなと思いますので、そこら辺の進め方についてどう考えているかお伺いします。

議長

(中根信一郎 君) 財政課長。

財政課長

(鈴木俊久 君) 財政課長です。

岡戸議員の2問目の質問でございます。三倉小及び天方小の跡地を地域利用に資するような形でどうだという御質問かと思えます。

これにつきましては、学校跡地の利活用の活用方針というのが定めてございますので、まずそれに合致するものかどうか、もし合致せずに利用したいということであれば、やはりその考え方を変えていく必要もあるということでございますので、まずは地域利用を考えたときに、どのような具体的な内容で取り組んでいきたいのかというお話の基に進めていく必要があるかなと思えます。

もう1点として指定管理というお話がありましたが、現在の利用方法としては貸付けという形になっているものですから、この部分も必要に応じて見直しをする必要がございますので、まずはそういった利用希望があるということであれば、できるだけ具体的な御相談をいただいた中で然るべき対応をとりながら、実現に向けた取組を進められるかどうかといった点を御検討させていただきたいと考えております。以上です。

議長

(中根信一郎 君) 健康こども課長。

健康こども

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課長

岡戸議員の再質問の二つ目にお答えいたします。

まずRSウイルスの感染状況ということでございますけども、森町だけの感染状況というのは県の統計ではございません。感染症の発生動向調査というのは定点での感染状況を県が把握するという形になりますので、町だけのものというのは把握しておりません。

それから、このRSウイルスのワクチンにつきましては、高齢者は対象ではございませんので、あくまでも子供のRSウイルス予防ということで、妊婦に対してワクチンを接種するものでございます。

それからやはりワクチンの安全性というところにつきましては、一定の副反応というのがあるということで理解しておりますが、そこにつきましては、母子健康手帳交付の時に説明資料を用いまして、こういった安全性があつて、副反応というところもございますということについては、議員おっしゃいますように、丁寧な説明をしていきたいと考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありますか。

4 番、佐藤嘉彦君。

4 番議員

（ 佐 藤 嘉 彦 君 ）4 番、佐藤です。

それでは私から 3 回目の質問ということでお願いをしたいと思います。

事項別明細の 53 ページになりますけれども、2 款 1 項 1 目の上から 3 行目にございますけれども、補助金・交付金ということで職員資格取得支援事業、この支援の概要について教えていただきたいと思います。それが 1 点です。

それから 2 点目につきましては、163 ページ、9 款 1 項 5 目、災害対策費の中の補助金・交付金のところが真ん中辺にありますけれども、感震ブレーカー購入費補助金、これについての補助の概要、それから周知方法について教えていただきたいと思います。

それから 3 点目ですけれども、教育委員会の関係ですが、169 ページ、10 款 2 項 1 目の学校教育課の中の小学校管理運営費というのがありますけれども、その中の修繕費約 840 万円です。それと同じく中学校にも、175 ページ、10 款 3 項 1 目、学校管理費のところの修繕費が 590 万円ほど計上されております。特に中学校については、公的債も多分活用されて修繕をされるということかなと思いますけれども、この小学校と中学校の修繕の主な内容について教えていただきたいと思います。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）総務課長。

総務課長

（ 平 田 章 浩 君 ）総務課長です。

佐藤嘉彦議員の 1 問目の質問にお答えをさせていただきます。

52・53 ページ、2 款 1 項 1 目の 53 ページ、上から 3 行目、職員資格取得支援事業でございます。こちらにつきましては、令和 8 年度の新規事業でございます。法令に基づく国家資格及び省庁等が認定する公的資格で、公務遂行上、有用と認められる資格を取得した場合に、経費の 2 分の 1、上限 5 万円を職員に助成をするものでございます。助成対象の経費としましては、資格取得のための受験料、登録料、それから資格取得のための公共交通機関を利用した交通費が助成対象の経費となると考えております。これにつきましては、佐藤嘉彦議員の昨年 6 月定例会における一般質問で、資格取得支援制度の創設の提案がされまして、その時に業務に役に立つものに限定して実施について検討するというところで答弁をしておりますけれども、検討しまして、来年度予算に新規ということで挙げさせていただいているものでございます。以上です。

議 長
危機管理
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 危機管理課長。

（ 鈴木知寿 君 ） 危機管理課長です。

ただいまの佐藤嘉彦議員からの御質問にお答えをいたします。

162・163 ページ、中段、9 款 1 項 5 目、災害対策費の中の真ん中の補助金・交付金、上から 3 段目の感震ブレイカー購入費補助金 400 千円の概要、それから周知方法ということで 2 点御質問があったかと考えております。

まず概要につきましては、佐藤議員から一般質問等も 12 月議会でお受けをしております。そういった中で、やはり火災予防、消火防止というような観点から助成制度を令和 8 年度から補助金交付要綱を制定して、助成をしていくといったところでございます。概要につきましては、今のところ、町内の住宅で感震ブレイカーを設置する場合ということで考えております。こちらにつきましては、増設タイプ、それから新しく設置する場合等がございます。それぞれ価格等も異なりますけれども、機器費用、それから取り付け工事費込みで 2 分の 1、上限 2 万円という形で現在考えており

ます。2万円掛ける20件ということで、当初予算では400千円計上しているということでございます。

それから2点目の周知方法につきましては、まず感震ブレーカーそのものに対する周知も必要ということで御質問もいただいておりますので、1月下旬、森町のホームページのところにも、感震ブレーカーとはこういうものですよということで、概要をもう既に掲載をしているという状況でございます。それからこの補助金の関係も議会の御審議をいただいて、お認めいただいた後、新年度に入りまして、なるべく早い段階で町のホームページ、あるいは町内回覧、広報もりまち等でもこういった助成金があるということで、幅広くPRをしていきたいと考えております。以上です。

議 長
学校教育
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 学校教育課長。

（ 塩澤由記弥 君 ） 学校教育課長です。

佐藤議員の3問目の御質問にお答えいたします。

説明資料 168・169 ページ、初めに小学校費におきます修繕費8,440千円計上してございますが、その主なものについてという質問でございます。修繕費の内訳といたしまして、備品修繕と施設修繕に大きく分かります。備品修繕につきましては、164万円を計上いたしまして、そのうちお金を各学校に渡して備品の修繕をしていただく経費となります。それ以外に施設修繕といたしまして、維持補修でございますけれども、消防点検による指摘を受けたものの修繕、学校要望による修繕にブロックが分かれまして、初めに消防点検による指摘事項による修繕につきましては、宮園小の通級ランチルームの自動火災報知機の修繕が11万円予定しております。あと学校要望等による修繕が合計で598万6,000円、600万円ほどを予定しておりまして、主なものといたしますと、飯田小学校におきましては3教室分の黒板の張り替え26万5,650円、あとランチルーム通路、手洗い場シート屋根の修繕35万8,600円です。あと宮園小におきましては、6年生の教室の黒板取替え

2 教室分です。あとその黒板に併せて、黒板の前の教壇の撤去を同じく 2 教室分でございます。それぞれ金額が 93 万 9,000 円と 53 万円。森小学校につきましては、保健室の引き戸修繕が 10 万円というようなものが額が大きなものとなります。

続きまして、中学校費でございます。説明資料 175 ページ、今度は中学校費の修繕費の主なものでございます。合計で 5,919 千円のうち小学校費と同様に、備品の修繕と施設修繕と二つに分かれまして、備品修繕につきましては 71 万 4,000 円を計上しておりますが、こちらにつきましては、各学校での修繕、または遊具の修繕でございます。施設修繕に関しましては、残りの 520 万 5,000 円が対象となります。その内訳といたしまして、消防点検による指摘事項による対応といたしまして、旭中学校の避難器具の取替え更新ということで、3 階から外へ避難する際の器具の取替え更新が 139 万 7,000 円計上してございます。その他、各学校の主なものを申し上げますと、旭中学校におきましては、美術室にエアコンを移設します、これが 150 万円。あと教室の黒板の張り替え 3 教室分、14 万 8,500 円が額の大きなものです。森中学校におきましては、教室の黒板張り替え 6 教室分でございます。それが 34 万 9,800 円、あと美術室の流し台、水洗い台修繕 9 か所ございますが、20 万 4,000 円でございます。以上が主な修繕費の内訳となります。

議 長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 25、議案第 27 号「令和 8 年度森町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員

（ 川岸和花子 君 ）川岸です。

森町国民健康保険特別会計の予算に関する参考資料を見ております。全体としては被保険者数が減っているということですが、見ると、一人当たりの療養給付費が全体としては減っているのに一人当たりが増えているというその理由は何だと考えられるのかということと、今回、子ども・子育て支援分が令和 8 年 4 月から税率が上がるということで、この税率の見直しというものが、今回はこの分が上がるということですが、全体に見直しがまた何年後なのかということをお伺いします。

議 長
住民生活
課 長

（ 中根信一郎 君 ）住民生活課長。

（ 森下友幸 君 ）住民生活課長です。

川岸議員の御質問にお答えします。

特別会計予算に関する参考資料中、被保険者数、保険給付費の説明がございます。まず、令和 8 年度の被保険者数ですが、令和 8 年度の見込みは 3,359 人ということで、165 人の減少を想定しております。それに反して、療養給付費の費用は一人当たり 3,050 円の増ということで伸びております。実際、国保療養給付金の情報の状況を見ていますと、一人当たりにかかる医療費の増というのが見られています。理由としては、物価の上昇だとか、医療費そのものへの人件費の加算だとか、そういったいろいろな状況がありまして、伸びております。被保険者数が減少する理由としましては、被用者が社会保険に入る要件が緩和されているということで、そちらに人が流れているということがあります。あと、あまり正確に把握されているわけではないのですが、そういった社会保険で入っていて、病気になっていて仕事が続けられなくなって、国民健康保険に流れてくるという被保険者もいらっしゃるということで、どうしても療養給付費が増額になるという傾向があるかなと考えております。それが 1 点目です。

それから子ども・子育て支援金にかかる税率の上昇を今回計上しているわけですが、子ども・子育て支援金につきまして

は、令和 8 年、令和 9 年、令和 10 年と段階的に負担を増やしていくということになっております。令和 8 年度につきましては、令和 8 年度に必要な額だけ税率のアップを検討させていただきまして、また、令和 9 年度分、令和 10 年度分については、それぞれ各年において正確な数字が出た段階でまた増額になりますが、計上の計画しているところでございます。以上です。

議 長
8 番議員

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。
(川岸和花子 君) では令和 9 年、令和 10 年とそれぞれにシステム改修をしていくということによろしいかということと、説明書 21・22 ページの人間ドック助成事業が増えているわけですが、去年の実績と傾向等を聞かせていただけたらと思います。

議 長
住民生活
課 長

(中根信一郎 君) 住民生活課長。
(森下友幸 君) 住民生活課長です。
川岸議員の御質問にお答えします。
子ども・子育て支援金に伴うシステム改修につきましては、今回計上させていただいているシステム改修を行えば、その後の必要はありません。

それから、人間ドックの実績につきましては、本年度 100 件分を計上させていただいたわけですが、既に 100 件分を超えておりまして、その費用については流用で対応させていただきまして、正確な数字がぱっと出ないものですから、110 件弱助成をさせていただいております。以上です。

議 長

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)
(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。
日程第 26、議案第 28 号「令和 8 年度森町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。
本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員

（ 川岸和花子 君 ） 後期高齢者医療広域連合納付金も毎年上がっております。今年度は3億 3,167 万円ということで、人数も増えているのか、令和8年度の被保険者数の人数を教えてください。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 住民生活課長。

住民生活

（ 森下友幸 君 ） 住民生活課長です。

課 長

川岸議員の御質問にお答えします。

利用者数の人数がぱっとでなくて、申し訳ありませんでした。

先ほど国保につきましては、だんだん減っているという話をさせていただきましたが、後期高齢の場合は、高齢化の進展に伴いまして、毎年増加しております。令和8年度の見込みは、約3,500人ということになっております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 質疑なしと認めます。

日程第27、議案第29号「令和8年度森町介護保険特別会計予算」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、佐藤嘉彦君。

4 番議員

（ 佐藤嘉彦 君 ） 4 番、佐藤です。

事項別明細書の16ページ、まず1点目ですが、2款1項1目の中の介護給付費の関係です。居宅介護サービス給付費がだいぶ上昇しているということで、この上昇要因となる主なサービスについて教えてください。あわせて、施設介護については、減少しているということですが、この減少要因というのをもし把握をされているようでしたら、教えていただきたいと思います。それが1点です。

議 長
福祉課長

それから２点目ですが、17・18ページの２款４項１目、特定入所者の関係ですけれども、これにつきましては、前年度に比べて約３割減、また介護保険の計画上のその計画数値から見ても、約３割強の減といった予算の計上をされているということですが、この現象となった理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから３点目ですけれども、19・20ページの３款２項１目、一般介護予防事業の中の委託料です。健康と暮らしの調査実施業務委託料ということで、令和７年度も計上があったかと思いますが、令和８年度の委託の内容について教えていただきたいと思います。あわせて、この調査の公表予定時期も、もし分かれば教えていただきたいと思います。以上です。

（ 中根信一郎 君 ）福祉課長。

（ 中 村 貢 君 ）福祉課長です。

佐藤嘉彦議員の御質問にお答えをいたします。

まず、最初の15・16ページの介護給付費の関係、居宅介護サービス給付費が増えているということで、こちらの増の要因ですけれども、令和８年度予算で最も給付費が大きく伸びたものは、訪問リハの関係となります。高齢者の在宅ニーズの拡大や自宅でリハビリを希望する傾向、そして病院から在宅への移行という背景ということで、こちらが伸びているということです。それから、施設介護サービス給付費ですけれども、昨年比べて減とさせていただいております。こちらについては、過去５年間の実績を見まして、実績を基にして出したところ、そこまでの伸びはなかったというような形となっております。

それから17・18ページの特定入所者介護サービス費の減の理由ですけれども、まず特定入所者介護サービス費は介護保険施設やショートステイを利用する低所得者が食費や居住費の負担が重くなりすぎないように、負担上限額を超えた分を介護保険から給付する制度となっております。こちらにつきましては、令和６年８月より基準費用額が引き上げられまして、低所得者に適用される

負担限度額もこれに合わせて見直されたということでもあります。結果として、利用者の自己負担が増加して介護保険からの補足給付、サービス給付費が総合的に減少しているというような状況となっております。

それから、19・20 ページとなります。一番下段の委託料（その他）の中の健康と暮らしの調査の実施業務委託の関係ですけれども、こちらの健康と暮らしの調査につきましては、介護予防事業計画に定める目標値の達成状況等の検証ということで、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき、事業全体の改善を目的として実施しております。この事業につきましては、日本老年学的評価研究機構への委託により実施し、今年1年目になりますけれども、アンケート調査の実施をいただきました。2年目につきましては、来年度になりますけれども、調査結果の分析評価をしていく予定です。アンケート調査につきましては、要介護1から5の認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象として行わせていただきました。その結果から森町の強みと弱みを把握しまして、弱みを改善する介護予防教室を実施したり、強みをより伸ばすための事業の展開を図っていきたいと思っております。ちなみに前回は2022年に実施をしましたけれども、75市町中の結果についてはフレイル、生活機能、運動機能、口腔機能、認知機能が強み、閉じこもり、うつはやや強み、低栄養は課題ということになりましたので、課題となった低栄養につきましては、健康こども課健康づくり係と情報を共有しまして、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業に反映させて、今、事業を実施しているということでございます。また、こちらのアンケート結果については、住民を対象とする講演会開催時に掲示物により広報をしたり、民生児童委員や介護支援専門員で研修として分析結果を伝えるとともに、地域包括ケアシステムの体制整備に係る地域づくりについて考える勉強会等を実施していきたいと思っておりますので、その中で結果について、報告

議 長
4 番議員

をしていきたいと考えております。以上です。

(中根信一郎 君) 4 番、佐藤嘉彦君。

(佐 藤 嘉 彦 君) 4 番、佐藤です。

そうすると公表予定時期というのは、2 年目が分析評価になりますので、令和 9 年度という理解でよろしいでしょうか。

議 長
福祉課長

(中根信一郎 君) 福祉課長。

(中 村 貢 君) 福祉課長です。

再度の御質問についてお答えと思います。

先ほど言ったように、令和 8 年度に強み、弱みについての分析を行って、分析結果については令和 9 年度以降、先ほど言ったような研修会等々の中で披露していきたいと考えております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 28、議案第 30 号「令和 8 年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」から日程第 30、議案第 32 号「令和 8 年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」まで議案 3 件を一括議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員

(川岸和花子 君) この 3 議案に関して、全て水質検査項目の変更ということで値段が上がっているのですけれども、検査方法がどう変わったのかということをお願いします。

議 長
上下水道
課 長

(中根信一郎 君) 上下水道課長。

(小 坂 一 郎 君) 上下水道課長です。

川岸和花子議員の御質問にお答えいたします。

3 簡水とも予算要求額が前年度よりも増えているということで、水質検査についてどのような形で変わったかという質問かと

思います。

大きく変わっている部分と申し上げますと、主に昨年来、問題になっておりますP F O S、P F O Aの関係の水質検査が義務化されまして、令和8年度から全てやらなくてはならないということで、1件当たりP F O S、P F O Aは5万円程度かかってしまうことから、こちらが増加しております。それぞれの簡水につきましては、そのP F O S、P F O A関係の検査以外に関しましては、様々な項目がございますが、過去の実績によりまして、こちら増減がございます、それらの増減によりまして各簡水それぞれで最適な水質検査項目により検査する予定としております。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第31、議案第33号「令和8年度森町水道事業会計予算」を議題とします。

本議案は第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、川岸和花子君。

8番議員 (川岸和花子 君) 川岸です。

水道事業会計の付属資料を見ております。収益的収入及び支出の明細の収入で営業外収益が1,100万円ほど増えておりますが、この理由をお願いします。

続きまして、次の4ページの支出の修繕費、量水器取替工事ということで去年は森地区でしたが、令和8年はどの地区を考えておられるかということを伺います。

議 長 (中根信一郎 君) 上下水道課長。

上下水道 (小坂 一郎 君) 上下水道課長です。

課 長 川岸和花子議員の御質問にお答えします。

収益的収入の営業外収益 1,084 万円の増額について、御質問か
と思います。こちらにつきましては、他会計補助金といたしまし
て、一般会計からの補助金が 473 万 5,000 円増えておりまし
て、あわせて現金の処理はございませんけれども、長期前受金の戻入
額が 317 万 5,000 円増えております。そのあたりが大きなところ
として増加しております。

メーター交換につきまして、ただ今資料が手元にございませ
んが、来年度の地区について、またお調べしてお答えするよう
な形でお許しいただければと思います。以上です。

議 長
8 番議員

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 次の 7・8 ページの資本的支出です。こ
の中の町道走上市場線外配水管布設替工事が 1,657 万円計上さ
れておられますが、地図で見ると、市場橋の建設課の耐震補強の工
事と連動しているのか、してないのか、市場橋を挟んでいるとい
うことなので、どのような工事になるのかということを伺います。

またその下の南部配水池増設工事 139,700 千円ですけれども、
令和 8 年度のこの予算でどこまで進むのか。

そして最後に、漏水事故等で優先すべき地域等は水道課から見
てないかというところを伺います。

議 長
上下水道
課 長

(中根信一郎 君) 上下水道課長。

(小坂 一 郎 君) 上下水道課長です。

川岸和花子議員からの質問にお答えいたします。

4 条の工事費に挙げておりますのは、皆さんにお配りして
おります計画箇所図を見ていただくのが一番分かりやすいかと思
いますが、先ほどお話ありましたように、走上市場線につきましては、
市場橋の太田川を挟みまして左岸と右岸、兩岸に対して工事を行
う予定となっております。こちらの計画につきましては、市場橋
が建設課において将来的に修繕を行っていく計画と聞いておりま
す。こちらの市場橋にも、水道管が添架されておりますが、前後
の堤体内において漏水を起こしていることから現在使用ができて

いない状況です。添架につきましては、仮設に非常に高額な費用がかかるため将来的な市場橋の修繕工事に併せて行うことで、工事費の縮減を図る予定でございます。将来的には建設課の市場橋の改修に併せて改修をしていく予定としておりますが、その前後におきましても、太田川を挟んで、右岸左岸についても、老朽化が著しいということで、こちらについて修繕をしていく予定としております。

南部配水池につきましては、午前中に質問いただきましたとおり、今年度につきまして繰越しをさせていただきましたので、こちらの繰越分と合わせ、来年度の予算によりまして、増設される配水池については、全て完了する予定としております。ただしその後、北部配水池と同様に既存の配水池についても、屋根につきましてアルミの屋根に変えると同時に、全体的な耐震補強を行っていくということで計画をしております。そちらについては令和9年度を予定しておりますが、現在検討中というところになっております。

あと漏水についてどの辺りの地域かという質問かと思うのですが、正直なところ漏水については、突発的に発生するものであり、なかなか予見が難しいところであります。ただし森町内、特に遠江総合高校前の通りから城下方面に向かいましては下水道の敷設に併せまして、大きく耐震管に全て布設替えを済ませているところですので、この辺りの下水道が施工した部分については、概ね漏水が発生しない予見であります。そのほかの地区に関しましては、やはり老朽化が著しいところから、管路更新計画に基づきまして順次改修していく予定としております。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 32、議案第 34 号「令和 8 年度森町公共下水道事業会計予算」を議題とします。

本議案は第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員

（ 川岸和花子 君 ） 公共下水道事業会計につきましても、付属資料を見ております。収益的支出の 2 ページの下から 6 行目の浄化センター汚泥処理等手数料ですけれども、年 4 回だと思いののですが、ちょっと手数料が上がったのかなと思うのですが、その点が 1 点と、下水道への接続率は、大門だとまだ新しく家が建っているといっている、その接続率が上がっているかどうかということ伺います。

また資本的収入の部分で、資本費平準化債というのが出てきたのですけれども、これについて知らない、分かればお願いします。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 上下水道課長。

上下水道

（ 小坂 一 郎 君 ） 上下水道課長です。

課 長

川岸和花子議員の質問にお答えいたします。

まず、汚泥の処理量が増えているということで、御質問かと思えます。こちらにつきましては、この後の接続率にも関わってまいります。徐々に下水道につながっていただいているお客様が増えていることから処理量が増えております。汚泥につきましてもなかなか量が増えておりまして、なるべく 1 回出す量をまとめて出して処理をしていたのですが、なかなか量が増えてまいりましたのでこちらの増量、汚泥の処理量に併せまして増額をお願いしております。ただいま説明にありました接続率ですけれども、令和 7 年 3 月現在の水洗化率、いわゆる下水道接続については 59.8 パーセントとなっております。こちらについては、供用を開始した区域内の人口のうち供用下水道に接続し、排水を流している人口の割合ということになっておりますので、区域が広がったことにより増減がありまして、ただこちらにつきましては、令和

6 年度末をもちまして下水道の城下までの区間が終わったことで、そちらについてこれから増えていくということで、まさににこの接続率を増やしていくということが我々下水道事業としては頑張っていかななくてはならないところかと考えております。

あと、4 条の資本費平準化債についての御説明をさせていただきます。資本費平準化債は、公共下水道事業が公営企業会計移行にしたことに伴って活用ができるようになった地方債でございます。公営企業会計では、下水道施設の整備に要した費用を減価償却費として毎年度費用計上しています。この減価償却費は、施設整備の初期に多額となり、その後徐々に低減していく性質がございます。資本費平準化債は、この減価償却費のうち企業債の元金償還額を超える部分について、一時的に地方債として借り入れることを認めるものでございます。これにより、会計上の費用負担を将来の年度に分散させ、下水道使用料への急激な影響を抑制し、世代間の負担の公平性を確保することを目的としております。公共下水道事業は、整備当初に多額の建設費を投じることから、施設完成後に減価償却費や企業債の元金償還額といった資本費が集中的に発生いたします。これらの費用は下水道使用収入を大幅に上回るため、現在の利用者のみに過大な負担を求めることとなるため、公平な負担の世代間の負担の公平性を確保することで、こちらの資本費平準化債を活用することによって、その負担を平準化させていくものでございます。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 33、議案第 35 号「令和 8 年度森町病院事業会計予算」を議題とします。

本議案は第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番議員

4 番、佐藤嘉彦君。

(佐 藤 嘉 彦 君) 4 番、佐藤です。

予算書の 2 ページの第 11 条のところですが、今回、電子カルテシステムを導入されるということで、この点について教えていただきたいと思います。これは更新ということではないかなと思っておりますけれども、今回の整備というのは、単純更新なのか、それとも電子カルテの情報共有サービスを含むような、例えばその医療 D X みたいなそういった仕組みにも対応したものとして導入するのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

それから、そのほか今回のこの更新に併せて新たに導入予定の機能だとかシステムとか、そういったものがあるようであれば教えていただきたいと思います。以上です。

議 長
病院事務
局 長

(中根信一郎 君) 病院事務局長。

(朝比奈直之 君) 病院事務局長です。

ただいまの佐藤嘉彦議員の御質問にお答えいたします。予算書 2 ページ、第 11 条の重要な資産の取得に関しての中の電子カルテシステムの内容についての御質問でございます。今回の電子カルテシステムの予算につきましては、平成 24 年度に電子カルテシステムを導入し、前回は令和元年、令和 2 年の 2 か年で更新をしております、その 2 回目の更新の予算となります。電子カルテにつきましては、診療録をデジタル化し、患者さんの病歴、処方、検査結果を一元化するシステムで、リアルタイムでの情報やデータ共有、業務効率化と医療安全を向上させるといったものでございまして、今回電子カルテシステムとすると、約 2 億 5,331 万円の予算計上となっております。また、それに付随するネットワーク機器の更新ということでシステムとネットワークをつなぐ機器の更新ということで、そちらが付随の電子カルテに付随する予算として 4,201 万円ということで、計上をしているところでございまして、合計で 2 億 9,532 万円。この更新については起債を利用していくということであります。今回の更新に当たって、単純更新

か、医療DXに対応したものかということでございますが、当院につきましては、いち早く電子カルテを導入しておりましたので、既に医療DXにも前回更新で対応しておりましたので、今回新たな機能を追加するといった予定は特にございません。主には、単純に今までの機能を更新することになります。ハード面、今までは電子カルテのパソコンとして使っていたものを一部スマホ等を利用するといったことも考えておまして、現在、院内の連絡がピッチを使っているといったところがありますので、そういったもの、電子カルテを簡易化するスマホ、あとピッチ機能もその中で行っていくということも検討しておりますので、そういった面での一部変更等は出てくるかと考えておりますが、詳細につきましては、今後選定の中で業者さんとも打合せをしながら、機能追加が必要になることもあるかもしれませんが、現状では単純な変更ということで考えているところでございます。以上です。

議長 （ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長 （ 中根信一郎 君 ） 質疑なしと認めます。

上下水道課長より発言を求められましたので、これを許可いたします。

上下水道課長。

上下水道課長 （ 小坂一郎 君 ） 上下水道課長です。

先ほどの川岸和花子議員の上水道事業会計につきましての質問で、答弁漏れに関しましてお答えさせていただきます。

先ほど御質問がありました量水器の取替え地区の今年度の場所につきましては、森地区の中部エリアが対象となっております。具体的には、明治町、新町、仲横町、本町、川原町、下宿、向天方、雇用促進の約900戸を対象としております。以上です。

議長 （ 中根信一郎 君 ） 以上で議案に対する質疑等は全部終了しました。

お諮りします。

議 長	議案第 2 号から議案第 9 号まで及び議案第 17 号から議案第 35 号まで、合わせて 27 議案については、サイドブックス掲載の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。 御異議ありませんか。 (「異議なし」という者多数) (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。 したがって、サイドブックス掲載の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。 なお、委員会審査の経過並びに結果については、3 月 25 日の本会議において報告をお願いします。 ここでしばらく休憩します。 (午後 5 時 56 分 ～ 午後 6 時 5 分 休憩) (中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 お諮りいたします。 町長から議案第 36 号から議案第 38 号が提出されました。 これを日程に追加し、追加議事日程第 2 号の追加 1 の第 1 から第 3 として議題にしたいと思います。 御異議ありませんか。 (「異議なし」という者多数) (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第 36 号から議案第 38 号を日程に追加し、第 2 号の追加 1 の第 1 から第 3 として議題とすることに決定しました。 追加議事日程第 2 号の追加 1 の第 1、議案第 36 号「建設工事変更請負契約の締結について」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。 (職 員 朗 読) (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。
議 長	議案第 2 号から議案第 9 号まで及び議案第 17 号から議案第 35 号まで、合わせて 27 議案については、サイドブックス掲載の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。 御異議ありませんか。 (「異議なし」という者多数) (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。 したがって、サイドブックス掲載の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。 なお、委員会審査の経過並びに結果については、3 月 25 日の本会議において報告をお願いします。 ここでしばらく休憩します。 (午後 5 時 56 分 ～ 午後 6 時 5 分 休憩) (中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 お諮りいたします。 町長から議案第 36 号から議案第 38 号が提出されました。 これを日程に追加し、追加議事日程第 2 号の追加 1 の第 1 から第 3 として議題にしたいと思います。 御異議ありませんか。 (「異議なし」という者多数) (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第 36 号から議案第 38 号を日程に追加し、第 2 号の追加 1 の第 1 から第 3 として議題とすることに決定しました。 追加議事日程第 2 号の追加 1 の第 1、議案第 36 号「建設工事変更請負契約の締結について」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。 (職 員 朗 読) (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

（ 太田康雄 君 ）ただいま追加して上程されました議案第36号「建設工事変更請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年度林道施設災害復旧事業、林道大尾大日山線災害復旧工事で、令和6年9月26日に周智郡森町睦実1497番地を所在地とする大沼建設株式会社、代表取締役、大沼賢吾と契約いたしましたが、土工工程において現場作業を進める中で、掘削範囲が明らかとなり、法面の掘削作業において想定以上の崩土を除去するする必要が生じたため、土量処理の数量増加に伴う運搬費、残土処理費に変更が生じるため、当初の契約金額2億1,637万円に7,144万5,000円を増額し、変更後の契約金額を2億8,781万5,000円とするものであります。主な変更内容といたしましては、掘削工4,060立方メートル、残土処理工4,060立方メートルの追加計上であります。なお、工期につきましては、令和9年3月25日まで延長を予定しております。以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、川岸和花子君。

8番議員

（ 川岸和花子 君 ）掘削範囲が明らかになりということですので、その被害のあった元の状態がどうだったのか、この4,000立方メートルの土を運搬処理しなければいけないのですけれども、どのような状態だったのか、御説明ください。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）産業課長。

産業課長

（ 栗田俊助 君 ）産業課長です。

川岸議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

掘削範囲が増えたというところでございます。当初は、元々の林道の道が全然先が見えないほど山の山腹から土が落ちてきて道路を塞いでいたというような状況でございましたけれども、掘削を始めて、搬出をさせていただくにあたり、やっと現段階になり

まして、元々の道路の線形が現れたところになります。当初見込んでいた掘削作業、残土処理量が大幅に増加したというところと、掘削するに当たりまして、元々道路の横にモルタル吹き付けがしてあったわけですが、そのモルタル吹き付けも土砂で埋まってしまって、そこが活着しているのか死んでいるのか分からない不可視がありましたけれども、掘削をしていくにつれて現状が見えてきたというところで、その部分のモルタルについても壊れていたというところで、その部分についての搬出の運搬費等もございまして、その分で今回変更契約ということで出させていただいている状況でございます。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

9 番、岡戸章夫君。

9 番議員

(岡戸章夫 君) 9 番、岡戸です。

今の御説明の中でもう少しちょっと詳しく教えてください。

そうしますとこの増額分には、掘削にかかった経費と残土処理の経費が大きく二つあるということよろしいでしょうか。その場合、掘削費用がいくら、それから残土処理にいくらかかっているかという詳細を教えてくださいたいのと、残土処理についても、運搬費用がどれくらい、それからその残土そのものを処理する置き場といいますか、そういった保管、その費用がかかると思うのですけれども、そこら辺の明細を教えてください。

あともう 1 点お願いします。その残土はどちらの方へ持っていくのか、その処理場所、それも併せて分かればお願いします。

議 長

(中根信一郎 君) 産業課長。

産業課長

(栗田俊助 君) 産業課長です。

岡戸議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

掘削量につきましては、当初 7,727 立方メートルを見込んでございましたけれども、4,060 立方メートル増加したということで全体で 1 万 1,787 立方メートルというところでございます。残土処分につきましても、当初 7,587 立方メートルでございましたけ

れども、4,060 立方メートル増加いたしましたので、1 万 1,638 立方メートルの残土の処分ということでございます。それでこの残土の処分でございますけれども、他の工事現場に 2,302 立方メートルを運んで流用しております。残りの 9,336 立方メートルにつきましては、広域農道沿いのみつかわ病院のちょっと南側でございます、F C B 静岡協同組合に残土処理というところで考えてございます。なお、大尾大日山線の今申し上げました土量が非常に多かったということで、1 日 4 トンダンプ 5 台で、4 往復しております。他の現場、こちら大鳥居地内になりますけれども、約 53 日で片道 29.7 キロございました。先ほど言いました袋井の F C B 静岡協同組合が 175 日ぐらい、距離にしては大体 30.2 キロというところでございます。以上です。

議 長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 答弁漏れで申し訳ございません。

掘削工で 4,060 立米増加ということで、164 万 7,000 円の増額でございます。それから残土処理工といたしまして 4,125 万 5,000 円でございます。また、これに加えて、直接工事費の増加によりまして、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等が加わりまして、合計といたしまして 7,144 万 5,000 円の増加ということになります。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから、議案第 36 号を採決します。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

議 長	(起 立 全 員) (中根信一郎 君) 起立全員です。 したがって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。 追加議事日程第 2 号の追加 1 の第 2、議案第 37 号「建設工事変更請負契約の締結について」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。
議 長	(職 員 朗 読) (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。
町 長	(太 田 康 雄 君) ただいま追加して上程されました議案第 37 号「建設工事変更請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。 本案は、令和 5・6・7 年度町単独災害復旧事業、町道鍛冶島・大久保線鍛冶島橋仮橋架設・撤去工事で、令和 5 年 10 月 27 日に周智郡森町飯田 4059 番地を所在地とする岡野建設株式会社、代表取締役、岡野良隆と契約いたしました。が、仮橋架設工事に伴う鉄骨部材の組立てや解体ヤード確保及びクレーン旋回範囲内の支障木の伐採の必要が生じたため、追加業務に伴い、当初の契約金額 6,666 万円に 205 万 7,000 円を増額し、変更後の契約金額を 6,871 万 7,000 円とするものであります。主な変更内容としては、令和 6 年 1 月から令和 8 年 3 月までの 27 か月間の近傍民有地の借地契約に伴う借地料、地組・解体の作業ヤード整備及び支障木の伐採処分の追加計上であります。なお、工期につきましては、当初契約どおり、令和 8 年 3 月 19 日であります。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。
議 長	(中根信一郎 君) これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
12 番議員	12 番、西田彰君。 (西 田 彰 君) 借地料は、その工事がちょっと延びてし

もうということで追加になったのか、それともちょっと予定よりも広く借りるようになったから、高くなるとか、その辺分かったら。

議 長
建設課長

（ 中根信一郎 君 ） 建設課長。

（ 緩鹿 英文 君 ） 建設課長です。

ただいまの西田議員の御質問にお答えします。

今回、主な変更理由として借地料の増額ということになっております。当初は仮橋を組んだり、架設するヤード等については県道敷ですとか、河川の中を使う予定で県と協議をしておりました。ですが、県と協議する中で、やはり河川の中というところと雨とか、そういった時に影響するということもありまして、道路についても、通行規制等の条件から困難であるというところで、その直近の場所で借地をする必要が出てきたという中で、当初はまず3か月分の借地をさせていただいて、その後、追加で解体までの作業ヤードの確保というところで、トータル27か月分の借地料、人で言うと3人で4筆の借地になりますけど、それを今回変更するという理由で変更、借地料が増額になったということになります。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 起立全員です。

したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

追加議事日程第 2 号の追加 1 の第 3、議案第 38 号「控訴の提起について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま追加して上程されました議案第 38 号「控訴の提起について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、静岡地方裁判所令和 5 年（行ウ）第 13 号固定資産評価審査決定取消等請求事件及び静岡地方裁判所令和 7 年（行ウ）第 20 号固定資産評価審査決定取消等請求事件につきまして、令和 8 年 2 月 26 日に静岡地方裁判所において、判決の言渡しがあり、同年同月同日に判決の送達を受けましたが、判決内容につきまして、不服であり、控訴したいことから、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本案の概要につきまして申し上げますと、相手方が森町固定資産評価審査委員会に対し、相手方所有の宅地について、固定資産課税台帳に登録された令和 3 年度及び令和 6 年度価格に係る審査の申出を行いました。森町固定資産評価審査委員会は、これを棄却する旨の決定を行いました。これに対し、相手方が、この決定の取り消しを求めるとともに、損害賠償請求を求めた案件であります。静岡地方裁判所の判決の内容につきましては、議案の「3 判決の内容」のとおりであり、この判決に対し、議案の「4 控訴の趣旨」にありますように、敗訴部分を取り消すこと、相手方の請求を棄却すること及び訴訟費用は、第一審、第二審とも相手方の負担とすることを控訴の趣旨としております。なお、議決をいただいた後には、民事訴訟法第 285 条において、定められております控訴期間 2 週間以内に、控訴人代理人弁護士をおき、控訴状

を東京高等裁判所へ提出いたしたいと考えております。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長 (中根信一郎 君) ここで暫時休憩とします。

(午後 6 時 2 9 分 ～ 午後 7 時 5 5 分 休憩)

議長 (中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加議事日程第 2 号の追加 1 の第 3、議案第 38 号「控訴の提起について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから、議案第 38 号を採決します。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3 月 23 日午前 9 時 30 分、本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

(午後 7 時 5 6 分 散会)